

# 第4回 ODR推進検討会 議事録

第1 日 時 令和2年12月23日(水) 自 午後 1時31分  
至 午後 4時40分

第2 場 所 法務省集団処遇室

第3 議 題 1. 開会  
2. 関係団体等に対するヒアリング  
3. 「執行力に関するアンケート」の結果概要  
4. 閉会

第4 議 事 (次のとおり)

## 議 事

○渡邊参事官 それでは、まだ、お見えになっていない方もおられますけれども、予定の時刻となりましたので、第4回ODR推進検討会を開会させていただきます。

本日の配付資料でございますが、議事次第に記載のありますとおり、資料1から資料5まででございます。

それでは、垣内座長、よろしくお願いいたします。

○垣内座長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。

私の声は聞こえておりますでしょうか。オンラインの先生方、大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

年末のお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

今回ですけれども、関係団体等に対するヒアリングを前回に引き続いて実施いたします。本日は、日本司法書士会連合会様、全国社会保険労務士会連合会様、日本土地家屋調査士会連合会様、日本不動産鑑定士協会連合会様、一般財団法人日本自転車普及協会様、一般社団法人日本不動産仲裁機構様、以上の6団体の皆様から順番に10分から15分程度でADRの取扱いの現状、あるいは執行力に関する御意見等を御発表いただきまして、その後で5分から10分程度、前回と同様ですけれども、質疑応答を行う予定としております。一応、1事業者様20分の枠ということで予定しております。

それでは、初めに日本司法書士会連合会様から御説明をお願いいたします。

○日本司法書士会連合会 ただいま御紹介いただきました日本司法書士会連合会の紛争解決支援推進対策部ODR対策ワーキングチームの座長をしております山田と申します。今日、報告を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。今日、私の報告につきましては資料1のパワポ資料、これに従って進めさせていただきたいと思います。

それでは、時間もありますので、早速、1枚めくっていただきまして、ページ番号2ページからお話しさせていただきたいと思います。

まず、最初に司法書士会におけるADRの現状について若干報告させていただきたいと思っております。まず、現状(1)のところですが、ADRにつきまして各地の司法書士会の単位会のうち、現在、31団体が法律に基づく認証紛争解決機関ということになるという現状でございます。

続きまして方法につき、対面方式が基本ということですが、若干数会の単位会においてはウェブ会議方式などを採用するというのも最近、やり始めているという現状がございます。

そして、調停の進め方ですが、重点を置いていますのが三つ目の黒ボツにありますが、当事者との対話の促進、信頼関係醸成の重視ということで、これまでずっとやってきたということになります。

続きまして、(2)番でODRについて若干御紹介させていただきたいと思っております。ODRにつきましては本年12月4日、今月4日から連合会を主体といたしまして司法書士による賃貸住宅トラブルのオンライン紛争解決(無料チャット相談・無料チャット調停)試験運用ということで、ODRトライアル・プロジェクトというものを開始したところです。

それでは、次に、スライドの3枚目にいきまして、今日の本題になります執行力の付与に

関する点について考え方を述べさせていただきたいと思います。まず、(1)番で執行力付与に関する様々な意見及び事例ということでして、各単位会の認証紛争解決機関である皆様の御意見や、あるいは当連合会の関連ワーキングチーム内において、執行力付与に関する意見や現場での報告などを出していただきました。その幾つか出てきたものを私の方で否定的な考えと否定的と捉えられる事実、あるいは執行力の付与について肯定的な考えと肯定的と捉えられる事実、これを差し当たり整理したものが3枚目の図ということになります。

一つ一つ少し御紹介させていただきたいと思います。まず、執行力の付与について否定的な考えということで三つほどございます。まず、一つ目ですけれども、aですが、執行力の付与ということになれば手続は重厚になり、それなら裁判所の手続を選択するという事にならないのかという御意見がございました。それから、bですが、元々のADRの解決に向けての指針、あるいは、考え方に関連するのですが、当事者間の対話を促進し、信頼関係を醸成することで自発的な履行を促すのがADRとしては好ましいのではないのかという御意見がございました。それから、三つ目、cのところになります。執行力の付与を恐れてADRに承諾しない相手方が想起され、この場合、貴重な話し合いをする機会を失うことにならないのかといった懸念を示す考えがありました。

一方、肯定的な考え方について同じく三つほど御紹介させていただきたいと思います。まず、dです。執行力を付与することにより、裁判手続における事務的、時間的、経済的負担も軽減できる可能性が拡大するという事で、例示で不動産の相続における遺産分割調停の事案を御紹介してございます。民間のADR機関で仮に相続人間で財産、不動産についてAさんが何を取得する、Bさんは何を相続すると、合意が成立した場合に、ADR機関の合意書だけでは必ずしも相続登記ができないという現状がございます。若干、実務的というか、話を加えますと、もちろん、合意書が例えば、合意者の皆さんが署名をし、実印を押印している状態で、かつ印鑑証明書及び戸籍関係も全部そろえていけば、それはいわゆる遺産分割協議書と同じような扱いになりますから、この場合であればもちろん、それに基づいて個々の相続人が相続登記をすることは可能です。

一方で、実際のADRの現場では必ずしも皆様が実印で押印しているというケースばかりではないというのが1点、それから、今回のコロナ禍の関係で徐々に非対面、ウェブ型でのADRというのを進めていくというのに当たって、実印をリアルに押すということをいつまで続けられるのか、あるいはそこについても違う方法を模索するべきではないのかという考え方がある中でいきますと、こここのところがネックということになってきますので、何かしら合意書というADR機関が発行したもので、いわゆる執行力ということで単独で登記ができるという形も望ましいのではないかと。これがdということになります。

それから、eの場面のところですが、合意成立後に即決和解、公正証書の作成を行うことになったケースがあったということでございます。そして、最後のfですが、調停の利用希望申込み、あるいは法14条に基づく説明段階で手続には執行力がない旨を説明したところ、当事者が手続の利用を選択しなかったケースがあったという報告もなされています。これはすなわちADR機関に執行力があるということを期待したというような利用者のお話ということになるかと思えます。

以上のaからfを踏まえまして最後のページになりますが、それでは、執行力に関する考え方ということで、どのような考え方が差し当たりできるのかという点で、2点ほど述べさ

せていただきたいと思います。なお、執行力の付与につきましては、恐らく本来的には二つ考える論点があると思ひまして、一つは紛争解決機関自体に着目する、すなわち、どういった紛争解決機関が執行力付与を担うのが好ましいのかという点、それから、もう1点目として対象事件にどのような事件がふさわしいのかという2点の着目点があると思うのですが、今回の報告の中では、後者のどのような対象事件が執行力付与に向いているのかという点だけを差し当たり報告させていただきたいと思います。

資料4枚目の(2)番目の考え方1です。考え方といたしましては、特定の事件を対象として執行力の付与をすべきではないかと考えてございます。その理由が以下の黒ポツにございます。

まず、一つ目ですが、一定の事件類型、先ほど御紹介した相続の事案などについては、執行力付与の必要性があったということが言えるかと思ひます。

二つ目ですが、執行力付与の有無を手続、選択の判断要素にするケースの存在、執行力付与がないならADRを利用しませんよという実際のケースがございました。これが二つ目でございます。

三つ目です。ただ、そうはいつでも全ての事件全件について執行力の付与がありますよということであれば、一方で前ページの否定的な意見というところがありました応諾率の低下ですとか、そもそも長年、検討ないし蓄積してきましたADR独自のよさ、すなわち、対話の促進、自発的な解決、といった特徴を生かせないという懸念もあるでしょう。

そうなりますと黒ポツの四つ目ですが、対象事件につきましては、実際のADRの現状、現状につきましては時間の関係で個別の紹介は差し控えますが、米印の下で脚注でポイントとして書いてございます。この現状を踏まえまして例えば、個別の事件ごとに、当事者に執行力を付与するか否かの選択権の機会を付与するという形で考えていく考え方が一つ。もう一つは、事件類型などによって絞り込みを行うものとし、例えば登記が絡んでくるのであれば、それは執行力があつた方がよいなど、いろいろ考えはあると思うのですが、事件類型で絞るといふ考え方もあるのではないかと思ひます。

五つ目のところなのですが、執行力付与よりももしかすると前段階の話になってしまうのかもしれませんが、絞り込みに際してということで、既存のADR機関につきましては当会でもいろいろ確認したところ、履行の確保のためにいろいろな工夫をしています。若干、時間もまだありそうなので、米印のところの紹介をさせていただくのですが、①のように合意成立時に金銭を持ってきてもらうという形で、執行力は要らないとするのもありましたし、若干、レアかもしれませんが、建物明渡請求事件のケースにつきまして、合意成立後に明渡し期日に調停人が現場に立ち会つて、その後、合意書への署名、押印を行つた、こういったような事案もございました。

このように、いろいろな工夫があつたということ踏まえて考えますと、既存の様々な履行確保手段というのが結局、現段階ではADR機関の合意には執行力の付与がないので、どうやったら履行の確保ができるのかということで、代替手段として、言わば消去法的にこういった方法を取っているものなのか、そうではなくて執行力の付与があつてもなくても、それはそれで独自の合意の履行の確保という面で引き続き育てていくような部分なのか、この辺の見極めというものもさせていただくのがよろしいのではないかと考えているということになります。

最後、考え方2というところでは、現在、各ADR機関において履行確保に向けて行われる対応や、今後、導入を検討している執行力付与以外の方法につき、これらを実行するための課題、法律等の問題があるのであれば、これを抽出し、課題解決に必要な対応をすべきではないのかということで、金銭給付の事件に関して例示で挙げてございます。例えば今後、ODRを進めていったときに、ウェブ上で例えば金銭請求事件で一定の解決金を支払うという案件で、今は御紹介させていただいたようにリアルなADR機関であれば、調停期日に現金を持ってくると、その場で受領して領収書を発行するという形で解決ができるわけですが、ウェブ上でやるということになりますと、一定の形で送金というものをウェブ上で解決しなければいけないと。

そうなってくると、お金の処理の仕方によっては紛争解決機関自身がいわゆる資金決済法上の資金移動業に当たるような、すなわち、為替取引に該当するようなこともあるかもしれません。そうなってくると、いろいろ、そういう資金決済法とかの問題とかも出てきますので、合意の成立を生かした履行確保という形を実現するというところで、せっかく、そういったいろいろ方法を考えていくということで、法律があしかせになってしまっただけではいけないので、この辺りについてももし余地があるのであれば検討しておいた方がよろしいのかなと思いました。

以上、当連合会の報告ということになります。ありがとうございました。

○垣内座長 御説明をありがとうございました。

それでは、ただいまの日本司法書士会連合会様からの御説明に対しまして、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○佐成委員 ありがとうございました。

御質問は、司法書士会さんのADRで取り扱っている事件の種類についてです。これは一般民事全般ということなののでしょうか、それとも、ここに例示として書かれていますような不動産だとか登記だとか、要するに、専ら登記に関わる事件なののでしょうか、その辺りだけ注釈いただければと思います。

○日本司法書士会連合会 御質問をありがとうございます。

説明を若干省略してしまいましたが、今の31のADR認証機関のうち、いわゆる弁護士関与の形を取っている団体が6団体ございます。弁護士関与の形のADR機関につきましては、各機関によって取扱い分野は異なっている場合もあるようです。なお、弁護士関与がない形であれば、当然、法律に基づいて140万円までのいわゆる簡裁の事物管轄の事件のみに限って行っているというのが現状でございます。

○佐成委員 追加の確認ですが、事件の種類は不動産関係なのか、それとも金銭消費貸借だとか、そういったものなのか、その辺りはいかがでしょうか。

○日本司法書士会連合会 事件につきましては、各団体がすべて特に何かの事件の種類に特化してという形で行ってはおられません。

○佐成委員 分かりました。ありがとうございます。

○垣内座長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかの委員の先生方、何か。

○出井委員 どうもありがとうございます。

2点あります。1点目はパワーポイントでいうと3ページ目、執行力付与について否定の

立場、肯定の立場からまとめていただいています。最後の段、cとf、これは正に同じことが否定でもあれば肯定でもあるということなのですが、特にfは非常に分かりやすいのですが、cの方なのですが、実は弁護士会でもこういう声の一部で聞かれたことがあったのですが、中身をお聞きしますと執行力の付与を恐れてADRに承諾しないというのは、執行力の付与を恐れるのであれば和解を成立させなければいいはずで、承諾しない理由になるというところがよく分からなかったのも、もしこういうことですよと詳しく分かれば教えてください。それが1点です。

もう1点は4ページ目、4ページ目は非常に分かりやすく整理していただいております。考え方の中の4ボツ目、対象事件は現状を踏まえ、例えばということで二つの絞り込みの例が書かれています。これもそこまで詰めてはまだ検討されていないのかもしれませんが、①と②、これは「又は」なのか、「かつ」なのか、当事者の意思で絞った上で、更に事件類型で絞るということなのか、当事者の意思で絞るか、あるいは事件類型で絞るかということなのか、そのところをもし議論があったのであれば教えていただきたい。この2点です。

○**日本司法書士会連合会** ありがとうございます。

では、まず先に後半の4枚目のスライドの件から、まずはそこまで詰めてワーキングチーム内等では議論していません。差し当たり私個人の見解ということで申しますと、私としては「また」であります。つまり、当事者の飽くまでも選択権というものに全て委ねるという方向性でいくというのも恐らく制度としてはあり得るだろうと。一方で、当事者のもちろん意思というものが全くないわけではないのですが、こういう事件がそもそも執行力の付与に向いていますよねという絞り込みができるのであれば、それはそれで議論していく意味があるだろうということで、全く別で考えているのが今の私の考えということになります。

○**出井委員** そこをクラリファイしたいのですが、そうすると「また」の意味なのですが、①の当事者の意思として当事者が選択しなくても、一定の種類のものについては和解が成立すれば執行を与えると、そういう意味でしょうか。

○**日本司法書士会連合会** もちろん、14条の説明とか、そういったところの事務上の部分で当然、そういった説明をして納得を頂くのは前提になりますが、その辺りは制度という形で、この事件については執行力相当ということで制度的に設計していくというのが②番目の考え方だと思います。

○**出井委員** 更にちょっとだけお聞きすると、制度と今、おっしゃったのですが、その制度というのは各機関の規則で定めるということでしょうか。それとも法律で一定の事件類型については和解が成立すれば、執行力が与えられるということなのでしょうか。

○**日本司法書士会連合会** 恐らく各ADR機関によって、規則で個々別々に決めていくということになるとすれば、恐らく結局、それは①番に近い形になってくるような気もするのです。そうすると、例えばこれも全く私の個人的なアイデアですが、各種の例えば金融商品の事件であれば金融商品取引法ですとか、宅地建物の紛争だったら宅地建物取引業法とか、考え方としてあるのは、②番としては個々の特別法の中で紛争が生じた場合の解決機関という特別規定を設けるというような形でやっていくのが今、ぱっと頭に浮かんでいる②番のイメージということになります。

出井先生、そのまま前のページのお話についてもよろしゅうございますか。

こちら先生のおっしゃるとおりで、確かに客観的に見た場合は別に乗っても最終的に合意しなければいいではないか。全くそのとおりだと思います。ただ、一方でADRの現在の課題というのが金融ADRとかを除けば応諾率が低いと、これをどう上げていくのかという、そもそもテーブルにすら着いてくれないというところの工夫というのを様々やっているところだと思います。

そうすると、もちろん、最終的に取りあえず合意に応じなければいいのだから、取りあえず乗ってみようかとももちろん考える当事者もいるかもしれないのですが、そもそも何か自分が知らないところに出てきて、そのままもしかしたら執行力も付いてしまうかもしれないということになると、それだけで及び腰になってしまうという方はいらっしゃるだろうと。これは直接、私の意見ではなかったのですが、直接、これを書いた方には別に聞いたわけではありませんが、恐らく察するに、そういうところから見ると一般の市民の方として、ちょっとでも御自身に不利益になる可能性がありますよという告知があれば、入口段階から参加しないという考え方を表明する方がいてもおかしくないだろうと、そういうような理解でよろしいかなと思っております。

○垣内座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか、今の点につきましては。

ほかに御意見、御質問等はございますでしょうか。

○川口委員 御報告をどうもありがとうございました。

今の御質問に関連してですが、日本司法書士会連合会様では和解率や応諾率はどれぐらいの数字であるのか、もしも把握されていたら教えていただきたいです。あと、もう1点ですが、当事者の属性ですが、B to Cであるのか、そういった部分につきましても教えていただきたいとよろしくお願いいたします。

○日本司法書士会連合会 ありがとうございます。

今日、具体的な数値の資料自体の用意は、ございませんが、平成29年までのものであれば当連合会のウェブサイト上でエクセル上で表記して、具体的に認諾率等を報告させていただきますので、もしよろしければ御参照いただければと幸いです。

○川口委員 分かりました。

あと、当事者が消費者なのかということにつきましては。

○日本司法書士会連合会 当事者の属性につきましても、統計自体は取っておりますので、これもウェブサイト上などでもしよろしければ確認していただけると幸いです。よろしくお願いいたします。

○川口委員 かしこまりました。では、戻りましたら確認させていただきます。どうもありがとうございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

先ほどオブザーバーの方から挙手があったかと思っておりますけれども、では、お願いします。日本弁理士会の方ですね。

○日本弁理士会（小林） 御報告をありがとうございました。

例えばなのですが、例えばスライドの3番で否定的という類型と肯定的という類型と分けてくださっているのですが、あと、4ページもそうですけれども、解決策について考え方1、考え方2ということが挙げられていまして、これがどちらかの方向に傾いているのか、あるいはただ類型がこれだけ見えてきて、それをどちらも解決するようにしていかなければ

ればいけないとお考えなのか、その辺を教えていただけたら有り難いと思います。よろしく  
お願いします。

○**日本司法書士会連合会** スライドの3枚目と4枚目の関係でございますが、まず、3枚目につ  
きましては司法書士会のADR機関であるとか、ワーキングチームの担当者から聞いた事  
実をまとめたものというものです。その次の4枚目の考え方なのですが、できる限り、これ  
らの考え方を踏まえた上で何か一步先に進んだ考え方はできないのかという視点で、差し当  
たり検討したものです。もちろん、突っ込みどころなどは満載かもしれませんが、差し当  
たり3枚目のフラットで出てきた事実関係を前提にしてみても、双方をうまく捉まえて考えてい  
くなら、どういうことが言えるのだろうかというのが4枚目というような位置付けでござい  
ます。

○**日本弁理士会（小林）** どうもありがとうございます。

○**垣内座長** どうもありがとうございます。

オンラインの方で山田委員が挙手されていますので、山田委員、お願いいたします。

○**山田委員** 御報告をありがとうございます。

2点お伺いできればと思います。1点は本日のスライドの2ページに、例えば貸貸人と賃  
借人の間のトラブルについてもADRを始めておられるとされて、一定程度、B to Cの紛  
争も扱っておられると思うのですが、実務上、当事者間の情報力格差あるいは交渉力  
格差等がある事案において、ADRにおいて当事者間の公平さを目指して格差を平準化する  
ような、そういう手続を実施しておられるのかどうかということが1点です。

それから、もう一つは、先ほどの出井委員のお話とも若干関連するのですが、執行  
力の付与に関して、もし和解合意の成立時において債務者も合意した場合に執行力が付与さ  
れますといった仕組みを取ったとしても、なお、スライド3ページのcにあるようなおそれ  
であるとか、あるいは話し合いを前提とする手続に悪影響があるとお考えか、2点、教えてい  
ただければと存じます。お願いします。

○**日本司法書士会連合会** ありがとうございます。

まず、1点目につきましては、各地の紛争認証解決機関の方から細かいヒアリングなど、  
そこまでは行っておりませんので、具体的な意見を申し上げる答えということにはならない  
のかもしれませんが、留意している点としましては、格差を是正する、標準化するためのや  
り方と、一方、当事者間の公平の確保という点もあるものですから、その辺りに留意しつつ  
対応していつているものと思います。すみません、その辺りは各機関の方から具体的な、こ  
う考えてやっていますよということまでは、今回のヒアリングの中で聞き取りができていま  
せんので、私の基本的な考え方をまず述べさせていただきました。

それから、2点目の御質問のスライド3枚目のcの点なのですが、恐らく仕組み的には先  
生もおっしゃられるように、いろいろな仕組みをすることで不安を除去していくということ  
自体はあり得るのだと思います。ただ、それは一方で当事者からすると、そうであっても  
完全に不安を払拭することができるのかということ、事前の説明次第のところが大きく出てく  
るのかなと理解しておりますし、恐らくはどんなに説明を尽くしても、漠然とした不安は拭  
えないという層が出てきてしまうのは、私は致し方がないだろうとっております。

○**垣内座長** ありがとうございます。山田委員、よろしいでしょうか。

○**山田委員** ありがとうございます。

○垣内座長 それでは、まだまだ御質問等もあるかと思うのですが、時間の関係もありますので、日本司法書士会連合会様からの御説明については以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして全国社会保険労務士会連合会様から御説明をお願いしたいと思います。

○全国社会保険労務士会連合会 全国社会保険労務士会連合会、ADRの委員長をやっています後藤と申します。本日はよろしくお願いたします。

私の方からは今、配布資料としましては社労士会労働紛争解決センターの概要と統計というやつと、それと都道府県別申立て件数、それと、あなたの職場の「困った…」に答えますという従業員側の方と経営者側へのパンフレットを一応添付しております。説明につきましては、社労士会労働紛争解決センターの概要と統計を使いまして、今から説明させていただきます。

まず、そちらに記載のように、今日は時間の関係で全部は言いませんけれども、社労士会労働紛争解決センターというところは、こちらに記載している内容と、あと、パンフレットで概要を確認していただきたいのですが、基本的にはこのセンターは現在、栃木会、栃木県と大分会、大分県を除いた45都道府県及び連合会の46か所でADR機関の認証を取得して、それぞれ活動しているというような状況です。

私たち社労士会が取り扱う紛争の範囲といたしましては個別労働紛争になります。実際のあっせんの合計人数となると、令和元年度までには受付件数が1,166件、年度ごとの受付件数も下に表で書いておりますけれども、こういう内容で今は推移していると。実際上はだんだん少しあっせんの件数が減っているなというところが実態でございます。そして、申立人はどういう内訳かというか、その中で基本的に労働者の方からの申立てが90%、経営者側からは10%というのが大きく分ければ、こういう構成になっております。

2ページ目、終了事由としましては、不応諾が45%ぐらい、和解ができたのが40%ぐらい、打切り、どちらかの取下げということがそこに記載されているのですが、和解が約40%で、その内容につきましては、金銭解決というのも結構大きな内容になっていて、額とすると余りすごく高いわけではないので、大体1回で終わるケースが多い。私たちは統計が取れていないのですが、その後には履行されなかったのかどうかという統計は、そこに争いがあるというのは、そこが終わった時点で私たちはまだデータがきていない状況で、そこがまだ把握し切れていない状況、若しくは実効性を高める、今、対策としましては説明だけなので、簡易裁判所、公証役場等の説明をしている、そこに私たちが関与することはありません。説明段階で終わっているというような状況でおります。

それともう一つ、私たちが一番大きな問題としているのは不応諾、不応諾が45%ぐらいあるのだと。これについても私たちも工夫としましては、応諾してもらおうということで、文書だけでなく、直接、多くは会社側になりますけれども、会社側に電話で連絡したりとか、メリットについても説明したりとか、できる限り応諾してもらおうような格好で今、動いているということになります。

では、具体的な事案はどういう構成になっているかというと、そこで労働契約の終了の過程、解雇、退職、雇い止めというところが半分ぐらい、そして、多いので賃金の未払、残業代、退職金という賃金関係、最近、増えてきたハラスメント関係、こういう内容が増えていると、こういう構成になっているということになります。

そして3ページ目、ここからは年度ごとに申立人の内訳、大体10%ぐらいの構成は変わっておりません。それとあと、終了事由についても和解等の構成についても年度的には一緒のような推移、件数が減っている分でも構成は余り変わりがない。

4ページ目についても、年度ごとの事案の内訳についても大きな変化はないのですけれども、一番の問題は件数が減っているというところが一番の課題となります。

では、どういう体制でこのあっせんをやっているかといいますと、運営体制については基本的には弁護士1名を任命しまして、あっせん人が2名付いて一緒にやっているというような格好で進めているところと、案件によっては弁護士さんの方はいつでも連絡できるように待機している中で社労士2名で対応しているとか、そういうことで各単位会の中で、センターで少し違いがあります、というところが全体の概要、統計上のところの説明となります。

そして、最後になりますけれども、執行力の付与についてというところになります。私たちは前回の平成14年の司法制度改革推進本部のADR検討会の中でも、執行力ということについては必要であるという判断を示しましたがけれども、基本的に現段階においても執行力は履行を確保するためには大きな役割を担うのではないかと、それともう一つは既存制度の一応説明していますけれども、せっかく決まったことの当事者の負担、二度手間とかいうのを強いることになるので、執行力が必要だという基本的な考え方は同じです。

ただし、実際に今まであっせんをやっていく中で、どうしても必要だなと思うのは相談件数で労働問題が多くなった中で、相談者がどうしても資金の問題とか時間の問題で解決までいかないケースがすごく多いのだと、若しくは解決までというよりも解決の場に出てくることなく、相談だけを受けて、そこで終了してしまうというケースが多いということを今、併設している総合労働相談所というところから感じるところです。

ですから、あっせんについてはスピード感、迅速であることとどうしても気軽に簡易であること、そして、いろいろ話し合えること、法的な問題だけでは労働問題はないところがあって、いろいろな感情の問題も含めて、いろいろな話合いができるというところが大事な点です。ですから、社労士会としては一次的には、まずはあっせんでき解決する場に参加していただくということで、不応諾ということをかき消して件数を増やしていくのか、白黒ではなくて、その前の段階でいかに多くの解決ができるかどうかを今、力を入れております。

こういう中で、応諾義務があったらいいなという意見もいろいろ出てくる場所なのですけれども、まず、その段階。その結果、せっかく決まったものであればきちっと執行力というものが必要ではないかという意見も出てきておりまして、反対に執行力を付けるがために今まで件数を増やすスピード感とか、気軽にとか、手続が複雑になったとかいうことが併せ持っているいろいろなしなればいけないと、どっちを優先するかというのが今、検討している段階でございます。

基本的にまとめになりますけれども、今、社労士会はどうしてもあっせんの件数、解決できる、そういう場を今、増やしているところが実際のところで、執行力となるとある意味、本人たちの合意の中でやるべきなのか、執行力が必要だということけれども、もうちょっと検討してからいろいろと考えをまとめていきたいなど。各県会の中には、必ず執行力は必要なのだという多くの意見もありますが、連合会としては今言った多くの解決の場を提供することをまず一次的に考えて、その後執行力ということをしかりと考えていきたいというところが私たち社労士会連合会の考え方でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの全国社会保険労務士会連合会様の御説明につきまして、御意見、御質問等がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○小澤委員 御説明をありがとうございました。

1点質問させていただきます。執行力というところではないのですが、件数が減少されているということについて、どのような理由ということで分析されているのか、もしありましたら教えてください。

○全国社会保険労務士会連合会 今、實際上、私たちの委員会の中でも、なぜ減るのかと。私たちと同じところで、労働局が同じように紛争解決あっせんのところをやっていますけれども、労働局はさほど減っているところはないのですけれども、私たちは減っていると。そこは何かねというところで、今、ある一部のところでは任意だから、基本的に今、労働審判も増えてきている中で労働審判の方にいっているのではないかというのも一つの意見として上がっているところ、それともうちょっと周知が足りないのではないかとか、そういうところが一つの原因かなというところが今上がっているところ。これも本当になかなか、この原因を突き止めなくてはいけないというのが今委員会でやっていることでございます。

○垣内座長 よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

では、ほかの委員の方から、御意見、御質問等がありますでしょうか。

○出井委員 どうもありがとうございます。

1点、お伺いしたいと思います。先ほど執行力について社会保険労務士会としては執行力はあった方がよいという御意見と伺いました。社会保険労務士会あるいはADR機関の側から、そういう御意見であるということは分かりましたが、扱っておられる個別労働事件について例えば利用者サイドの意見、更に端的に申し上げると労働者団体とか、使用者団体の御意見は聴かれていますでしょうか、あるいは社労士会だけの御意見ということでしょうか。

○全国社会保険労務士会連合会 社労士会だけの意見になります。

○出井委員 分かりました。

○垣内座長 ありがとうございます。

○佐成委員 御説明をありがとうございました。

先ほど応諾に関しては、44.3%が不応諾で、経営側の不応諾が多いという話だったわけですけれども、応諾義務についての議論はあるのでしょうか。先程聞き逃してしまったかも知れませんが、その辺りをもう一度、教えていただければと思います。

○全国社会保険労務士会連合会 応諾義務は今一つの意見としてだけです。こういう中で、私たちはあっせんという広い件数を伸ばしていきたいという中で、どうしても今、大きな理由とすると不応諾の件数が何とかならないかという中で、応諾義務ということも必要ではないかという意見が出ているだけで、その中で検討が進んでいるというわけではありません。

○佐成委員 どうもありがとうございます。産業界としては、焦点が応諾義務という話になってくると、いろいろ気になる部分もありますので、念のため御質問いたしました。ありがとうございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしければ、私からも御質問させていただきたいと思います。一つはデータに関してなのですけれども、本日、御提供いただいた資料2-2というところ

を拝見いたしますと、かなり都道府県別でばらつきと申しますか、件数がそれなりにあるところと少ないところとに分かれているのかなという印象を受けているのですけれども、取り分け令和元年度の直近の数字につきまして、かなり数字の多いところでも減っているところが散見される反面で、大阪などはその前の年よりも少し増えているというような状況になるようなのですが、これは各会での取組の内容として何か違うようなところがあったのかどうかといったところ、もし背景がお分かりになればということでございます。

それから、2点目ですけれども、執行力の付与に関しまして社労士会で扱っておられる個別労働紛争の関係で想定される和解というのは、基本的には金銭的な解決という場合に事業者の方で、雇用主の方で労働者の側に何か金銭を支払うということ想定されているのかなと考えましたけれども、場合によって逆に被用者、労働者の方で義務を負うというような場合というのものもあるのかどうか、仮にそのような場合があるとして、その場合に執行力を付与するという点について何かお考えがあるかどうかという点についても併せて伺えましたらと存じます。よろしくをお願いします。

○全国社会保険労務士会連合会 まず、1点目のばらつきがある、特に大阪が増えているという中でも、基本的に私たちは先ほど説明したのですけれども、総合労働相談所という労働相談の相談室を持っています。そこに結構多くの労働相談が流れるのですが、大阪の場合は会もある程度大きいので、そこで受けた分をその場であっせん申請手続がある意味ではワンストップでというのか、一元的にずっと流れる仕組みが構築できております。その他の会は、そこまで例えば社労士の人数も多くありませんし、事務局自体の体制も整っていないところについては相談で終わってしまうというケースも多々あります。そういうところで、大きく件数というところのばらつきがあるのかなというところが一つの理由として社労士会が把握して、皆さん方なるべく一元化で相談する方に負荷が掛からないようなやり方をしたいということが1点目。

それから、2番目の御質問の中で労働者側で何があるかなといったときに、使用者から申立てのところもあるのですけれども、本来、いろいろな行動を例えばあるケースとすると、時間外請求をあっせんではなくて会社にも直接されたらと。そうすると、会社としてはどうしても説明して、それは労働時間ではないのだということできいろいと説明するのだけれども、本人が聞く耳を持たないというところで、第三者的なところに行ききちんと会社が直ではなくて、そういう第三者的なところから中に入ってもらって解決しようという場合があったり、若しくは謝ってほしいとか、いろいろな行動が何度もくるので、それを止めてほしいという一つの労働者の方に依頼したいことがあるとかいうのも、金銭解決プラスアルファとして、そちらも止めてくれというようなことも幅広いものがありますので、その中で執行力といった場合については、今のところでは当事者の合意の中でという部分的なものしか今のところは考えて、全部、執行力が必要だということではなく、部分的な部分について執行力が必要だなと感じているところです。答えになりましたか。

○垣内座長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、ほかの先生方、よろしいでしょうか。そうしましたら、全国社会保険労務士会連合会様の御説明については以上とさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

○全国社会保険労務士会連合会 ありがとうございます。

○垣内座長 では、続きまして日本土地家屋調査士会連合会様から御説明をお願いいたします。

○日本土地家屋調査士会連合会 皆さん、こんにちは。日本土地家屋調査士会連合会でADRを担当しております常任理事の北村と申します。よろしくをお願いいたします。

資料3として2枚の資料をお配りしております。まず、土地家屋調査士ということでなじみのない方もいらっしゃるかもしれませんが、書かせていただいているとおり、不動産の表示に関する登記、それと土地の筆界、境界を明らかにする業務の専門家ということで、取り扱う紛争に関しましては土地の境界に関する民事の紛争ということになります。現在、全国50会、47都道府県プラス北海道に三つありますので、全ての会にセンターが設立していて、そのうち25会が認証を取得しているというような状況になっております。

まず、1ページ目の下の方の数字の方から説明させていただきたいと思っておりますけれども、まず、青のところは現在の取扱いの状況です。今日の時点で応諾率、成立率というものを説明できる資料を持ち合わせておりませんので、今日のところはこのようなところで御勘弁いただきたいと思っております。それと、平成30年から統計の取り方を変更しましたので、相談のところで比較することができないという状況でございます。

次、オレンジに関しましては、筆界特定の申請件数を並べてみました。筆界特定というのは法務局の方で専門家の意見を聴いて、当機関が筆界の認識を示している、いわゆる行政型のADRとも呼ばれておりますけれども、そこでは年間2,500件ペースで処理がなされておられ、そこでも土地家屋調査士が筆界調査委員として全国で2,000人弱が携わっているというような状況です。

最後、緑色のところで注目していただきたいのは、筆界特定は平成18年に開始して、その平成10年と19年という境で境界に関する訴え裁判が半分ぐらいに減っているというところで、土地家屋調査士が関わるところでは、筆界特定制度でも一定の紛争解決に役に立っているというような状況です。

次、戻りまして囲みのところで特徴を書かせていただきましたが、まず、客観的資料と対話のハイブリッドと書きましたけれども、境界のことですので当然、法務局に行けば公図、地積測量図という資料がありますし、地元にも資料があったり、市町にも資料があります。それで我々が測量すると、長さも分かってしまっていて面積も必然的に出てしまうという中で、このような資料なり、結果をどのような段階で、どのように説明していくかというところがまず苦慮するところですし、一方、境界というのはお隣同士のことですので、精神的負担もかなり大きくて生活に支障を来すというところもありますので、そこら辺の対話というところも重点的にやらせていただいているという状況です。

それと2番目、筆界特定と効果的な連携、先ほども申しました筆界特定がある程度、認知されているという中で、筆界特定は境界を決めるということと、ADRではそこは違う所有権の範囲のところを話し合いで決めていくということもありますので、平成30年に民事第二課長の通知で、両制度の効果的な連携をやっていきたいと思いますところを全国50会の法務局に通知がなされて、四本柱すなわち、事前の相談のところ、それと情報を法務局とセンターで共有しましょう、それと手続の移行に関して情報を共有しましょう、それと広報を一緒にやっていきたいと思いますところを進んでおります。

それと3番目のオンライン相談、調停への取組ですけれども、書かせていただいた社会問題があります。高齢化問題、空き地・空き家、所有者不明というところで、高齢者問題一つ

を取ってみても、土地の所有者は高齢者で田舎に残っているけれども、話し合おうとしてもどうしても都会に出た息子に同席を求めたいが、そのためだけに帰ってこいというのは酷だということであったり、空き地・空き家になるということは、所有者が地元にはいないということになるので、このような放置した土地、建物に関してわざわざ帰ってもらってきてまで話し合いは無理だということで、現在、土地家屋調査士会では50会全ての会で協定書を締結して、相談に関してはセンター間で最寄りのセンターに来ていただいて相談を受けるとか、調査士事務所に来ていただいてオンラインで相談を受けるとか、高齢者、障害者の方に関しては、誰かがそこに行ってオンラインでつなぐとかいうことを考えていることと、調停に関しては守秘義務の関係でいろいろ迷いまして、センター対センターでお近くのセンターに来てもらって話し合いをするというようなところで考えています。

土地家屋調査士は昔から境界が現地にあるので、現地を見なければ分からないというような呪縛があったのですけれども、今、このコロナの状況でも写真で話し合いをするとか、ビデオですとかいうこともあって、将来的にはチャットとかいうことでも取り組むことができるのではないかなということも考えております。

それと、オンライン相談、調停については全国の会長にはおおむねの了解を得ながら、現在、司法法制部さんの方にモデル規則案というのを提示させてもらって回答を待たせていただいているといった状況です。しかし、変更の認証申請に6万円程度のお金が必要になってきますので、そこに関して各会で払えというのは非常にづらいということで、連合会でそこら辺の費用というのも来年の予算に組んでいきたいなと思っております。

続きまして、2ページ目の執行力に対する意見ですけれども、法制部さんのアンケートに関して土地家屋調査士は全ての会50会に回答を求めたところ、このペーパーを作成する時点で37会から回答があって、履行確保の点に不安があることがADRを選択されない理由と感じた経験があるかということで、あったというのが13%程度、2番の和解成立後に金銭給付等の履行を約束する内容の和解条項を作成しましたかというところでは、27%、10会程度があったという中で、今後、執行力が付与されたとして受理件数の変化ということを期待する会は24%ありました。現状でも弁護士さんが入ってくるような境界紛争に関しては、執行力のないような機関とはお話ししませんよということをはっきりおっしゃる方もかなりいらっしゃいます。4番です、執行力を将来、無条件で付与することに賛成とか、一定の条件ということで75%ぐらいの会が積極的に考えたいと回答されています。

しかし一方、設立の理念で対話促進型というところを一生懸命やっておられる会がありますので、そういうところに関しては付与することに反対だということが一定程度見受けられますし、認証を取ることによって自動的に執行力が付与されるというようなことになる機関になっていくのだったら、認証そのものは取れないねというような一部の意見もあるというような状況でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

それでは、今の御説明につきまして、御意見、御質問があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

差し当たりないようでしたら、私の方から一つ御質問させていただいてよろしいでしょうか。最後の執行力を付与することについて慎重なお考えの会もあられるというお話で、取り分け対話促進型というADRの理念になじまないのではないかというお話だったのですけれ

ども、例えばお話の中で認証を取っていると、自動的に付くというようなことではどうなのかという御指摘がありました。その議論の中で一部に出ておりますように、当事者が改めて執行力付与に合意した場合に限って執行力を付与するというような制度にした場合でも、ADRの本質からすると好ましくないというようなお考えが強いという、そういう方もいらっしゃるという理解でよろしいのでしょうか。

○**日本土地家屋調査士会連合会** これから一定の説明をしますけれども、想像しますと、あの会、あの会は難しいだろうなというところがあります。

○**垣内座長** そこは、制度の具体的な内容にかかわらず、執行力というのは少し抵抗があるということですか。

○**日本土地家屋調査士会連合会** はい。

○**垣内座長** 分かりました。ありがとうございます。

○**出井委員** 執行力に関して、土地家屋調査士会の境界のADRの場合に、執行力というと先ほど日司連からもお話がありました。登記ということになるのでしょうか。ほかに何か執行力が出てくる場面というのがあるのかどうか、その辺り分かれば教えていただきたいと思えます。

○**日本土地家屋調査士会連合会** 登記というところが出てくるとお金で解決しようというところですか。

○**出井委員** ありがとうございます。

○**垣内座長** ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○**日本弁理士会（小林）** どうも御報告をありがとうございました。

私も、一番最後の対話促進型のタイプの機関の方が執行力の付与に否定的だということに関して、委員の皆様方全員にお考えいただきたいと思っているのですが、対話促進型できっちり議論した上で和解合意に達した場合に、そもそも皆さん、履行するつもりで和解を締結するのではないかと思うので、執行力がそもそも本質的にはあると考えてもいいのではないかと思うので、執行力の付与というのは逆に怖くないのではないかなと、そういった気もいたしますので、その辺のところをどう制度を皆さんが普及していくのか、そこをしっかりと御検討いただいたら有り難いと思っております。

○**垣内座長** ただいまの御発言につきまして、御意見として承りたいと思えます。どうもありがとうございます。

それでは、上田委員の方から挙手がありますでしょうか。

○**上田委員** ありがとうございます。九州大学の上田です。貴重な御報告を頂きありがとうございます。

1点、質問がございます。執行力に関する意見のスライドの3点目の執行力が付与された場合、受理件数にどのような変化があるかの回答の部分に、増える9会、変わらない15会、不明・無回答13会とありますが、先般、司法書士会さんからの御報告でも受理件数の低下、あるいは不応諾の方が多いかもしれませんけれども、に懸念があるということでしたけれども、少なくとも受理件数については減るという意見はなかったと理解してよろしいでしょうか。

○**日本土地家屋調査士会連合会** この回答ではなかったという回答です。

○上田委員 ありがとうございます。

○垣内座長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等はございますでしょうか。大体よろしいでしょうか。それでは、日本土地家屋調査士会連合会様につきましては以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○日本土地家屋調査士会連合会 ありがとうございます。

○垣内座長 それでは、続きまして日本不動産鑑定士協会連合会様から御説明をお願いいたします。こちらはオンラインでということでしょうか。

○日本不動産鑑定士協会連合会 オンラインで参加させていただいております。私どもは事務局でございますけれども、委員の方の御説明、大家委員からの説明になります。

○垣内座長 御用意の方は大丈夫でしょうか。

○日本不動産鑑定士協会連合会 申し訳ございません。大家の方が遠方におりまして通信の状況が、分かりました。では、申し訳ございません。お待たせするのも恐縮でございますので、僭越でございますが、事務局の方から私、事務局長の驚巢と申しますが、私の方から御説明を申し上げます。

まず、私ども不動産鑑定士調停センターの方でございますけれども、まず、私どものセンターの特徴といたしましては、不動産の価格に関する紛争、これを広く捉えまして、この調停に当たっております。これはお配りしております資料の方を御覧いただければと思います。

私どもは今、他団体のお取組を拝聴しておりまして、私どもが他団体と一番違うところは、ほかのところは要は全国の単位会ごとに認証を取得されておりまして、それぞれがADR活動をされているということでございますけれども、私ども日本不動産鑑定士協会連合会は私ども連合会が唯一の認証ADR機関となっております。ですから、全国のお申立てにつきましても、東京にある連合会が全て引き受けておるような形になっております。

なぜ、各都道府県でのADR対応に至らなかったと申しますと、まず、一つには本会の流れとしましては連合会でADR機関を立ち上げ、その状況、いわゆるそのの負荷とか、そういう状況を見ながら単位会の方に広げていこうという流れがあったのですが、実際、まず、一つはこれを見ていただきますと、ここも他団体と比べて大変恐縮でございますけれども、私どもは案件件数が非常に少のうございます。それと、認証に至る負荷がかなり高いというのを各単位会の方でも意識しておりまして、その点から各単位会において検討がなされたこともあるのですけれども、実際には各単位会におけるADR機関の設置には至っておりません。

ですから、今回、御検討のODR、いわゆるオンラインを通じたものにつきましても、この検討に掛かるかと思うのですが、原則、東京1か所にしかないものですから、いろいろなお問合せを頂く中で、私どもはいわゆる地方の案件についての対応は二つしかございません。一つは全ての当事者の方が東京にお越しいただいて全ての期日に御参加いただく、そのやり方か、若しくは出張の調停でございます。私どもの不動産鑑定士、それから、お願いしております弁護士の方、これが現地に伺いまして、その場で調停をやらせていただく。

ただ、現地でやるにしましても調停の条件、いわゆる中の情報が漏れないような調停室の確保、そういうところが非常に困難になっておりますので、その経費と、それから、また現地に伺う際には出張旅費も掛かってまいりますので、それを当事者の方に御負担いただく

という説明をいたしますと、そこが障害になりまして実際のお申立てには至らない件数がほとんどということになっております。ですから、実際、地方の案件というのは今のところゼロというような形になっております。ごめんなさい、過去に1件しかございません。失礼いたしました。過去に1件の地方の申立て案件しかございません。ですから、私どもとしましては、今回、御検討されておりますODR、これが制度として推進されれば、私どもの地方の申立て件数も増えるのではないかという期待が私どもの中でも高まっておるところでございます。

それから、執行力の付与についてでございますけれども、履行確保が問題となった相談案件は今のところございません。また、即決和解又は公正証書の作成が必要となった案件も今のところございません。ですので、当会の方では今まで執行力の付与が大きな壁になったりとか、問題になったということはなく、そういうような認識でございますけれども、一方、今回、執行力の付与が課題となっておりますので、そのことをまた私どもの関係の委員会で相談しましたところ、一方は執行力が付与されれば、当然、私どものセンターの利用に対しまして当事者間に安心感を与えることができるとは考えております。

以上、簡単ではございますけれども、今回の課題に対する当会に認識は以上のような形でございます。

ちなみに、案件件数の方も別表に掲げてありますとおり、先ほども御説明を申し上げましたが、設立後から昨年に至るまで、そのような受理件数、それから、調停実施件数、それから、合意件数となっております。また、いろいろと相談は頂くのですけれども、不動産の価格というのがなかなか浸透しづらく、これは一つにはPRも課題になっておるところでございますけれども、頂くお問合せの電話も不動産の価格そのものに関するものではなく、不動産の有様、今回、御説明いただいたほかの団体が取り扱うような案件、そういうものに対するお問合せも非常に多くて、先ほども申し上げましたように、そういうところからしますと私どものPR不足も痛感しておるところでございます、これに対してはずっと課題になっているところもございます。

○垣内座長 御説明をどうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思います。

○佐成委員 御説明をありがとうございました。

裁判所の仕事にも長く関与されているような不動産鑑定士さんは、非常に専門性が高く、物件ごとの特性を細かく分析されて、具体的な数値に基づく説得力のある話をしてくれます。司法型の民事調停では最近是不動産関係の紛争が非常に多いこともあって、不動産鑑定士さんはいつも引っ張りだこのなのです。他方、こういう民間型のADRでは現在は受理件数が非常に少ないということですので、むしろ潜在的なニーズが非常に高いのではないかという気もしております。その意味で今後、更にこれを伸ばしていくという可能性は十分あるのではないかと感じております。それを前提に御質問なのですけれども、そういった潜在的なニーズを取り込むような方向性の御計画もあろうかと思うのですけれども、それが執行力を付与することによって妨げられるとか、悪影響を及ぼすとか、そういったような可能性とか懸念などは感じられますでしょうか。その辺りについて今の時点で御認識をお伺いできればと思います。

○日本不動産鑑定士協会連合会 その点につきましては先ほども申し上げたとおり、執行力の付与が我々の今後の活動に対して何か壁になるというような認識は今のところございません。

○佐成委員 ありがとうございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

ほかに御質問等がございますでしょうか。

○出井委員 どうもありがとうございました。

不動産鑑定士調停センターで取り扱う紛争ですが、不動産に関わる価格紛争ということですが、頂いた資料の2ページ目に例示として左側の方の雲の中に書かれているようなトラブル、紛争であると理解します。それで、その下の方なのですけれども、一番下のところに、これが執行力と関係するのですが、和解の内容を公正証書とし、又は即決和解の手続を経ることにより判決と同じ効力を付与することができますとあって、一応、執行力を付与する代替手段はメニューとしては用意されていて、説明もされているということだと思いますが、先ほどのお話だと確認ですけれども、公正証書とか即決和解を使わなければならないような、あるいは使った方がいいような事案も今までにはなかったということなのではないのでしょうか。

○日本不動産鑑定士協会連合会 おっしゃるとおりです。今までそういう事案はございません。また、先ほどの御質問でもお言葉を頂いたように、私どもの機関は非常に専門性の高い不動産鑑定士2名と、それから、弁護士の方1名で調停に当たっております。ですから、その場をいわゆる価格に関するトラブルを抱えている方々が利用するということが一番意義あることになっておりますので、ある意味、その3人の専門家の知見を非常に短時間、しかも金額的にも抑えた形で利用できるというところが、一番私どもセンター利用の目的にはなっているのではないのかなとは思っております。

○垣内座長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問等がございますでしょうか。山田委員でしょうか。山田委員、お願いします。

(音声トラブル)

○垣内座長 会場の垣内の音声は今、オンラインの先生方は届いていますでしょうか。

山田委員の御質問の冒頭から音声がこちらには聞こえない状態になっていて、私からの呼び掛けも多分、オンラインで御参加の先生方には聞こえていなかったようでして、今、気配を察しますとオンライン上では質疑のやり取りができていたのではないかとかがわかりますが、会場には一切、山田委員の御質問とそれに対するお答えは聞こえておりませんでした。そこで、大変申し訳ないのですけれども、もう一度、山田委員の方から御質問をそのままではなくて要約した形で結構ですので、それと御回答についても申し訳ありませんけれども、もう一度、御披露いただけますでしょうか。

○山田委員 それでは、簡単に。私の質問は、これまで作成された和解条項は金銭給付と推測するけれども、分割払いの条項があったかという御質問でございました。

○日本不動産鑑定士協会連合会 それにつきましては、回答としましては分割の条項はございません。

○垣内座長 分かりました。以上ということですのでよろしいですか。どうもありがとうございます。

それでは、続けさせていただければと思いますけれども、ほかに何か御質問等がおありの方はおいででしょうか。

よろしければ、私の方から少しお尋ねさせていただければと思います。御説明の中で、これまでのところ受理件数についてはかなり少ない状態に残念ながらとどまっているというお話だったかと思うのですけれども、御説明の中でもありましたけれども、相談についてはそれなりの件数の受付はあるという理解でよろしいのでしょうか。

○**日本不動産鑑定士協会連合会** ございます。私どもの場合、なぜ申立てに至らないのか、いろいろと分析も行っておるところなのでございますけれども、一つには私どもはいわゆる不動産の価格という非常に生々しい数字を扱う調停でございますので、一方当事者の方から御相談なりがあっても、結局、途中までは話が進むのですが、事前相談という制度も設けておりますので、一方当事者の話を聞くところまでは非常にスムーズに進むのですが、他方の当事者に対してADRへの参加を呼び掛けますと、そこは非常に不信感が高くてなかなか両当事者がそろうということが非常にネックになっております。

○**垣内座長** ありがとうございます。

それから、よろしければもう1点、お伺いしたいのですけれども、御説明の冒頭でオンラインの活用と、ODRについて期待を述べていただいたところですが、不動産の価格等の評価というときに、不動産の現地に行ってみないといけないというようなこともそれなりにあるのかなと素人的には感じたりもいたしますけれども、その辺りについては、ODRの活用の際に何か課題となる点みたいなものを意識されているというところはおありでしょうか。

○**日本不動産鑑定士協会連合会** その点については心配はありません。今の御質問の点なのでございますけれども、例えば現地、要は問題となっている不動産なのでございますけれども、場合によっては両当事者が合意の上で不動産鑑定評価、これを依頼していただくことがございます。その不動産鑑定評価を依頼していただいた際には、当然、不動産鑑定評価をやる場合には依頼された不動産鑑定士が現地調査を含みまして、いわゆる不動産鑑定評価基準というものがあるのですけれども、それにのっとった調査を行うこととなっております。飽くまでもADRの期日においては現地の確認ということは必要ございません。

○**垣内座長** 不動産鑑定評価がされれば、それを基礎としてADRはオンラインで進めることができるということでしょうか。

○**日本不動産鑑定士協会連合会** はい。問題なくできます。

○**垣内座長** 分かりました。ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見はおありでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、日本不動産鑑定士協会連合会様からの御説明については以上とさせていただきます。

長時間で恐縮ですけれども、続きまして次ですけれども、一般財団法人日本自転車普及協会様から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○**日本自転車普及協会** 日本自転車普及協会の方の自転車ADRセンターというところを運営しておりますセンター長の田中と申します。

私どものセンターなのですが、自転車同士又は自転車と歩行者の交通事故、それと自転車による物損事故、この3件だけを取り扱っているセンターとなっております。資料がなくて大変恐縮なのですが、取扱いの現状ということで申しますと、過去5年間での申立て件数が45件、応諾件数が26件、和解件数が25件となっております。応諾と和解については、前年からのものを応諾・和解した場合もございますので、最初の受理件数の内数ではありません

んけれども、平成24年の設立以来ということで申し上げますと、応諾率が約7割、それから、そのうち和解に至る率が約7割ということで、申立てのうちの半分ほどは和解が成立しているという状況になっております。

それから、センターの運営につきましては、私ども団体の職員等が利用相談と事件管理を担当しております、利用相談員、事件管理者が1名ずつ、それから、登録いただいております弁護士の方が7名いらっしゃいまして、この7名のうちの3名が1件当たりの調停員ということになりまして調停の方を進めているという状況でございます。大体ですけれども、年に10件ほどの申立ての受理をしているような状況で続いてきております。

それから、執行力の付与についてのところでございますけれども、実はその履行の確保がないとか、執行力が付与されていないということによって当センターの利用をためらわれたとか、利用されなかったというような事例は過去ございません。申立人の方の最大の関心事というのは、相手方が応諾するかどうかということになっておりまして、和解後の執行力等まで最初から考えられるということは少ないと考えております。

それとまた、先ほど申しましたとおり、3件についてのみ取り扱っておりますので、比較的少額の案件、100万円以内ぐらいの金額ということと、あと、最近では自転車の場合も保険に入っている方が多くて、当事者のどちらか、あるいは双方に保険会社が絡んでくる場合もございます、そういうこともあって履行されないというような不安等は余り感じていらっしゃらないのかなと感じております。

ただ、執行力の付与に関していいますと、最初から執行力がないことから、相談もされていない方もいらっしゃるかもしれませんので、潜在的な需要ということで執行力を付与していただいた方が望ましいのかなということを感じております。ただ、先ほど申し上げたように申立人の最大の関心事というのは応諾されるかどうかということですので、応諾義務ということの方が望まれるところがあるのかもしれないと感じています。

それから、本題からはずれてしまうのかもしれませんが、私どもは事務所が東京だけになりまして、全国の案件について相談を受けておるのですけれども、実際に利用される場合には東京で調停を行うということも……。

(音声トラブル)

○垣内座長 申し訳ありません。今、音声の方が途切れてしまっていたのですけれども、少し前になりまして、御説明の中で事務所が東京にのみあるというようなお話をされていた辺りから、音声はこちらの会場に届かない状況になっておりまして、大変恐縮ですけれども、その辺りからもう一度、御説明いただくことはできますでしょうか。

○日本自転車普及協会 分かりました。

○垣内座長 お願いします。

○日本自転車普及協会 事務所の方が東京にしかないということで、地方の方の相談利用が限られてしまっております。都道府県の行政書士会等で自転車のことを扱っているところもあるので、そういうところを御紹介したりするのですが、専門性の高い自転車のADRセンターを利用したいという方もいらっしゃいますので、ODR等が進めば我々にとってはいいことになるのではないかなと感じております。

私どものセンターの今の最大の懸案事項というのは、ADR事業だけで見ますと大変残念なことに、なかなか事業の収支という意味では毎年、大幅ということではないのですけれど

も、赤字のような状況になっておりまして、一つにはこれ以上、申立てが増えてもどこまで対応できるかというところの懸念、それから、将来的にセンターを継続していけるかどうかというところは若干懸念材料といえますか、心配しているところにはなっておりますというのが私どもADRセンターの状況でございます。

○**垣内座長** 御説明は以上ということによろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等がありましたらお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

○**川口委員** 御説明をどうもありがとうございました。

先ほど執行力付与に関しまして、それによってためられるということは今までなかったが、実際には潜在的な需要はあるのではないかという御報告があったかと思えます。ですが、一方で執行力を付与することによっての御心配されることや懸念されることが、もしございましたら教えていただけたら有り難いです。どうぞよろしくお願いいたします。

○**日本自転車普及協会** 執行力が付与されることによるデメリットというところは、ほとんどないと思うのですが、先ほども申しましたように人的な面等からこれ以上、申立てが増えた場合にどこまで対応できるかというところは若干懸念されますので、執行力を付与されることによって申立てが増えるようですと、そこが逆に言うと懸念点ということになるかと思えます。

○**川口委員** どうもありがとうございました。

○**垣内座長** ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

○**出井委員** どうもありがとうございました。

2点あります。1点は、私が聞き落としていただけたかもしれませんが、手続実施者、調停に当たる方々に弁護士が何人か入っていることでしたが、それ以外の方、どういう名前だったか忘れてしまったのですが、弁護士以外の方々のバックグラウンドはどういう方々なのでしょう。それが1点です。

それから、もう一つは扱っている案件というのは自転車同士の事故、それから、自転車対人、それとあと、物損でしたか、お伺いしたいのは被害者からの申立てが多いのか、あるいは加害者からの申立てもあるのか、事故ですから両方が被害者であるということもあるのかかもしれませんが、その辺りの申立ての属性について教えていただければと思います。

○**日本自転車普及協会** まず、調停委員に関しましては、現在、弁護士の方7名に協力いただいております。一つの案件ごとに3名の弁護士の方を選定しまして調停委員会を開いております。それから、私どもは自転車普及協会という団体でございますけれども、自転車の専門性を持っておる事務員がおりますけれども、この者が最初の窓口となる利用相談であったり、それから、調停に入るときの事件管理者という立場で1名ずつ入るようになっております。したがって、手続をするのが自転車に関連する団体の職員であって、調停委員は弁護士ということになっているというのがまず1点目でございます。

それから、二つ目についてなのですが、おっしゃるとおり、自転車同士、それから、自転車と歩行者の交通事故、それと自転車の物損事故だけを扱っておりますが、現在までのところ、物損事故の申立てはございません。必ず自転車同士か自転車と歩行者の交通事故というところになっております。申立人の方につきましては、割合までは取っておりません。

れども、被害者に該当する方あるいは加害者に該当する方双方からそれぞれ申立てがあつて、被害者の方については様々な賠償をしてほしいということ、それから、加害者の方はある程度、賠償するつもりではいるのですけれども、相手方からの請求が過大であるので、それを正當に評価してほしいということで申立てをされる場合がございますので、それぞれ双方からの申立てがあると理解いただければと思います。

○**出井委員** ありがとうございます。すみません、最初の質問は私の方で誤解しておりました。調停委員3名全部弁護士ということですか。

○**日本自転車普及協会** そうなります。

○**垣内座長** どうもありがとうございます。

ほかに御質問等はおありでしょうか。もしないようでしたら、私の方からも一つお伺いしてよろしいでしょうか。御説明の中で、案件の中では保険に加入されている方も多いというお話が出ていたのですけれども、逆に保険は加入していないというような当事者の紛争で、かつ金銭の一定の支払を約するといったような場合というものもあるのでしょうか。

○**日本自転車普及協会** 当然ながら双方が保険に入っていない場合もございました。ただ、今まで申立てのうち約半数ほどは和解しておりますけれども、その後についてこちらから聞き取り調査等はしておりませんが、和解金額の方が支払われなかったとかというような連絡を頂いたこともございませんので、きちんと支払われているのではないかなと我々の方は考えております。

○**垣内座長** 分かりました。どうもありがとうございます。

ほかに何か御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、一般財団法人日本自転車普及協会様からの御説明は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

そういたしましたら、続きまして一般社団法人日本不動産仲裁機構様から御説明をお願いしたいと存じます。御準備の方をお願いいたします。

○**日本不動産仲裁機構** 御紹介にあずかりました日本不動産仲裁機構ADRセンター長を務めております平柳と申します。よろしくお願ひいたします。本日は、資料の方は特段ございませんので、口頭のみで説明させていただきますので、御容赦いただきたいと思います。

当機構は、2017年3月15日に法務大臣の認証を受けました、まだ、新しいADR機関でございまして、ほかの多くの士業団体としてのADRということではなく、純粋に民間の形でやっております珍しいところかもしれません。

扱っております案件に関しましては、不動産全般ということで認証を受けておりまして、具体的にはですけれども、不動産の取引に関する紛争、それから、不動産の管理に関する紛争、それから、不動産の施工に関する紛争、そして不動産の相続その他承継に関する紛争ということで、大きく四つの分野に関しまして認証を受けてADRを実施しております。

最初の認証を受けた段階が2017年3月15日でしたので、ですので、2016年度ということになりますと案件は0件ということになります、15日ぐらしかございませんでしたので。その後、2017年で受理件数が4件、2018年で28件、2019年で特定の大きな案件がございまして150件、現在、並行して進めておりますADRが200件ぐらゐが進行中ということでございます。

それから、当機構の一応のADRの特徴としましては、不動産に特化しつつ、幅広い分野

を対象としておりまして、加盟団体に民間の不動産に関する様々な専門分野の団体というのを加盟団体として取り込んでおりまして、インスペクション、それから、住宅ローン、競買、漏水、騒音、シックハウス、相続、民泊、そういった様々な分野20を超える専門家団体が加盟団体としております。そのそれぞれのところから上がってくるような紛争に関して、ADRを含めて対処しているという状況でございます。

それから、ODRの話に関しましても、実は当初、この団体を立ち上げるときから、元々、三者同席でやるようないわゆる一般的な原則としての同席調停ということでは、なかなか件数が上がらないだろうということもありまして、別席の調停を前提とはしないのですけれども、別席の調停も可能とすることをきちんと説明しつつ、更には団体そのものは東京に一つあるだけでございますので、全国のものを扱えるようにODRの制度そのものを当初の認証の段階から手続として設けておりまして、現在もODRでの調停というものがかなりの割合で進んでいるというところでございます。

それから、実際、ODRの話に関しましては、現在、コロナの状況もございますので、ZoomですとかGoogle Meet、それから、スカイプ、そういったそれぞれの手続に基づいての実施の実績がございます。

あとは執行力に関する話についてですけれども、他の団体の皆様方のお話と被るところが多分がございますが、我々の団体へ相談に応じてきた案件に関しまして、執行力がないということで選択されなかった、つまり、申立てがなされなかったという案件はございます。これはアンケートの方にも回答させていただきましたが、その数は実はかなり少ないというところではございます。

御承知のとおりと思っておりますけれども、当初から執行力というのを気にしてADRというものに関する申立てをするかどうかというのを考えるのは、多分に法曹関係者の方々ということになりまして、要するに一般のいわゆる普通の不動産のトラブルに代えて、裁判するには手間が掛かるし、お金も掛かるなど、なるべく何か簡易な形で解決できないかなということとで門をたたいてくるような方々は、そもそも執行力が何かということも知らないという状況が大半でございまして、ですから、執行力があるから選ばれる、執行力がないから選ばれないというのはむしろ法曹関係者の方々になってくると思っておりますので、そこは切り分けてもよいのかなというのが我々の機構としての考え方でございます。

その意味で、正しくADRの本質がそこにあるかと思うのですけれども、実際に和解のあっせんをするに当たりましては、当事者が現実に履行が可能な状況をきちんと見極めながら和解の契約を作成するという形になりますので、実際に例としましては例えば原野商法的なものをADRで扱ったこともあるのですけれども、申立てをした方は要するにだまされた側だと、だまされた側に関して裁判するには証拠がほとんどそろっていないので、裁判するにはなかなか勝つのは難しいと、だけれども、解決ができれば何とか払った金額の半分ぐらいは返してもらいたいのだということで申立てがなされまして、当初は相手方は不動産業者だったので、証拠がないというのは向こう側も分かっているのだろうなど。であれば、応じない可能性も高いかなと思ったのですけれども、応じてきたという案件がございまして、その中で話をしているときに、最終的に和解内容としましては解決金を払うに当たりまして、分割払いの解決の方法というもので取りまとめました。

当初は、申立人の方は自分は一括で払ったのに、解決するときに返してくれるときには分

割払いというはおかしくないかという話もあったのですけれども、そもそも返す余力がないところ、返す余力のない業者から一括して返してもらうというのは現実的な解決ではございませんでしたので、余り回数が多くなりますと途中で止まってしまうという危険性もございましたから、できる限り回数を少なくしつつ、現実的な資力を元にして返済が可能な金額というところで設定して、無事、最終的な履行のところまでは取り付けたという案もございます。そういう点で、和解が成立した案件に関して当機構で扱っているもので、和解成立後の履行で問題が生じた案件は今のところは1件もございません。100%の履行率ということでございます。

この点は特にC to Bと、あとはB to Bの形、つまり、相手方がある程度の企業である場合については、きちんとした形で和解が成立すれば、あとは社内の手続としての形で進んでいきますので、履行上で余り問題が生ずることはないのですけれども、特にC to Cの形で個人同士の話で問題になるときは、実際にきちんと払ってくれるのかどうかというところがややネックになるところはあるかなと。

我々は他団体でADRをやっている団体と交流と申しますか、お話をしたりする機会もあるのですけれども、例えば離婚関係の話を扱っているところなんかですと、実際にももちろん個人同士の話になってきますから、離婚の部分まできちんと見ていかないと、心配なのだという話をされたりするところがありますので、この辺は対象者ですとか、あとは紛争の属性ですとか、そういったことによっていろいろと変わってくるのかなというところではございます。

あとは余談的になってしまいますけれども、他団体のところでは公正証書の作成ですとか、そういったところのフォローすることをキャッシュポイントにしているところも団体としてはございましたので、ADRに今回、執行力が付与されるということになると、その部分のキャッシュポイントが手続としてはなくなってしまうというのを心配しているところもございました。ただ、その部分が実際にメニューとして執行力を付与するのだったら、プラスのこういう金額が掛かりますよとか、そういうのでいいのではないですかねという話をざくばらんにしたことはございましたけれども、そういう状況でございます。

履行で今のところ100%と申しますか、履行で問題になったことはないのですけれども、実際に危険性を感じたことがないかという危険性を感じたことはございます。その点についてだけ話をさせていただきたいと思うのですけれども、一つだけ話を時間の関係でさせていただきますが、書面を作りたがらないという当事者がいらっしゃいました。これはC to Bだったので、相手方は企業だったのですけれども、しかも、地方である程度、名前が通った企業のところだったので、最終的に和解の内容まで詰めた後に和解契約書を作成しようとなったら、書面は作りたくないということをおっしゃいまして、書面を作らないできちんと履行するという話をどこまで信用できるのかというところがありまして、そこでは実際に合意で成立する、書面自体はそもそもなくても成立自体は合意で成立するのだとは言ったものの、これはどうかなというところが心配になったりしたことは確かにございます。

その部分は最終的には顧問弁護士と相談しまして、合意した内容についてとにかくメールでも相手方企業の担当者のところきちんと送って、内容を確認しましたという返信をもらいましょうと。返信をもらったことをもって、内容については合意したという証拠ではないのですけれども、そういう形で考えていきたいと思いますというところで行いまして、結果、その

点につきましても最終的な履行が行われましたので、よかったというところであるのですけれども、そういう点で少し心配があったところはございます。

○垣内座長 御説明をありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思えます。

○佐成委員 御説明をありがとうございました。

1点だけ確認させていただきたいのですが、そちらで扱われているのはC t o CとC t o Bとお聞きしたのですが、B t o Bはあるのでしょうか。

○日本不動産仲裁機構 あります。

○佐成委員 件数的にはどうでしょうか。

○日本不動産仲裁機構 件数的にはB t o Bは最近、少し出てきたというところではありますけれども、まだ、圧倒的にC t o Bの方が多いというところではあります。

○佐成委員 ありがとうございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

オンラインの方で上田委員が挙手されていますでしょうか。上田委員、それから、その後で斉藤委員、お願いします。

○上田委員 御報告いただきましてありがとうございます。

御報告の中で、既にODRを活用されているということがございまして、執行力とどのぐらい関係があるか分からないのですけれども、お聞きしたいことが1点ございます。合意成立段階で、先ほど書面を作りたいがらないという当事者のお話もありましたけれども、多くの場合は書面を交換するのだと思います。Z o o m等のオンライン会議を使うときに、その辺りの手続というのは具体的にどのように進められているのかというのを、少しお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○日本不動産仲裁機構 一応、当事者に選択していただく形を取っております。まず、コロナ禍の前から始めておりましたので、一般的な手続として同席しての調停もあります。その場合には調停室というのが仲裁機構のところにありますよという御案内と、それから、遠方等で難しい場合については、ウェブでの対応もできますよということを御案内した上で選択していただいております。もしウェブを選択していただいた場合につきましては、事務局の方からそれぞれの会議室のURLをお送りして実際に入っていただいて、そこでやるという形になります。その際の例えば必要な資料ですとか、そういったやり取りにつきましても、仲裁機構の事務局を通じまして全てPDFファイル等で、あるいはオンラインのストレージを使いましてやり取りしているという状況でございます。

最終的に和解の成立に至った場合についての和解契約書の作成につきましては、当然、契約書の案の段階で当事者それぞれにPDFファイル等で検討していただいた上で、取りまとめたものに関しましては最終的に書面の形で署名、捺印していただいて、合意書をそれぞれで保管するという形を取ってございます。

○垣内座長 ありがとうございます。上田委員、よろしいでしょうか、今の点につきましては。

○上田委員 先ほどの署名、押印したのは各自手元で署名、押印して保管ということでよろしいのでしょうか。

○日本不動産仲裁機構 3部を厳密には作成していただきまして、やり取りは仲裁機構を通じ

てになるのですけれども、機構を通じて最終的に全員の捺印がそろったところで双方それぞれ1通ずつと、当機構の方でも保管するという形になってございます。

○**上田委員** ありがとうございます。大変先進的な取組をご紹介いただき、ありがとうございました。

○**垣内座長** ありがとうございます。

○**齊藤委員** 弁護士の齊藤です。よろしくお願いたします。

2点ありまして、一つは民間ADRは伸び悩んでいる、あるいは開店休業のようなところも少なくない中で、申立件数がここ3年間で1桁が2桁、2桁が3桁という驚異的な伸びを示しています。これはいろいろな御努力があったと思われるので、なぜ、これだけ伸びたのか、その秘訣をもし教えていただければというのが第1点です。

第2点は、和解あっせんにおけるあっせん員あるいは調停人と呼ぶのでしょうか、あっせん人に弁護士が入っているのかどうか、あるいは弁護士が入っていない場合には和解条項を作るときに、弁護士がどのような関与をしているのか、そこを教えていただければと思います。

○**日本不動産仲裁機構** まず、1点目でございますけれども、先ほどちょっとだけ触れてはいたのですが、実は特定の案件で大型のものがございまして、詳細は内容を伏せさせていただかなければいけないのですけれども、いわゆる集団訴訟に最終的になる可能性もあるような企業相手の様々な消費者系のところのような問題というのがございまして、それを当機構が一つの団体としてADRを受け付けるという話になった関係で、急激に伸びているというところが一つございます。

ただ、そもそも当機構を立ち上げた段階で、利用者の目線で利用者が増えるような工夫をしていこうというところを基にしまして始めたものでございますので、各種のメディア等を通じての例えばADRに関するコラムを公表したりですとか、あとは住宅系の新聞に関して広告を出したりとか、それからあとは企業も見ているような媒体に対して、こういう制度がありますよというのを告知したりとか、かなり広告、告知に関しての努力はしているというところ です。

ただ、弁護士さんが入っているかどうかという次に話にも絡んでくるのですけれども、どこのADR団体も恐らくそうだと思うのですが、資金的な体力というのは極めて厳しい状況でございまして、本来、一番望ましいのはADRの手續のところだけをキャッシュポイントとして、そこで賄ったものを基に団体の運営をしていくというのが一番理想的な形だと思うのですけれども、恐らくほかの士業団体のADRの団体もそうでしょうし、我々のような純粋な民間でのところでのものもそうなのですけれども、そういう資金的な体力があるところはほとんどないということになると思います。

その観点で、当機構のいわゆる収益系のところにつきましては、各不動産に関する専門資格を持っている方々に一定の研修を受けていただくことによって、調停人の候補者になることができるという制度を今、作っております。不動産系の資格に関しましてはいろいろな資格がございまして、直接、調停人として活躍して、それで御飯を食べていくという方々だけではなくて、むしろ、そういう希望は少ないと思うのですけれども、自分がいわゆる本業として仕事に関して、調停人となることができる資格もあるのですよということをアピールポイントとして、自分の本業としての事業を進めていきたいという希望も結構ござい

ますので、そういう点で、不動産に関する調停人となるための研修というものを設けて、そこでいわゆる関心を持っている人を増やしている。そういう方々に調停人となる資格があるよということと同時に、当然、会費制度というものを設けて、年会費というものを元にして団体時代の運営を何とかやっているという状況でございます。

それから、2点目に関する話ですけれども、あっせん員の方には弁護士さんももちろんいらっしゃるんですが、それ以外の方々もたくさんいらっしゃいます。弁護士さんは費用的な部分でかなり難色を示す方が当然多いのと、あとはADRを言い方は悪いですが、調停人としてやるぐらいだったら、受任して事件をやった方がという方も現実問題いらっしゃいますので、なかなか、弁護士さんに調停人としてお願いしますというのは難しい状況があります。ですから、そういう方々に関しましては、当機構ではADRの申立て以外に一般的な不動産の相談というのも受け付けておりまして、その部分の大半は法律相談になってしまうのです。ADRまでいく前に、これは法律的な話なので、弁護士さんの方に法律相談としていかがですかということで、そちらの方で弁護士の先生方をお願いするという形になってございます。

ですので、実際にADRの申立てがあつて、ADRの調停としてやった中で弁護士さんが直接絡むということは余りなくて、その場合についてはもちろん規定の内容としていつでも相談できる状態というのを確保しつつ、弁護士以外の調停人が手続を実際に進め、それから、最終的に和解契約書を作成する段階でリーガルチェックをしていただくところで、弁護士の先生には御協力いただけるという状況でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。斉藤委員、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

○小澤委員 ありがとうございます。

それに関連してなのですけれども、弁護士さん以外の調停人の属性というのがもし分かればご教示いただけますと幸いです。

○日本不動産仲裁機構 いろいろな資格を調停人の基礎となる資格として認定してしまつて、不動産は不動産全般を知っているという方が一人でオールマイティでいるわけではないので、ローンに関する話ですとか、競買に関する話ですとか、あるいは建物調査に関する話ですとか、それぞれのそういう専門分野の方々に一定の研修、法制度で要求されている研修をやることで調停人となる資格がありますよという位置付けにしております。ただ、現実にはそういう方々が実際に調停人としてやっているという数は少ないです。飽くまで調停人になる資格がありますということにはなるのですけれども、そのピンポイントの問題があつて、専門家の方に調停を依頼するということが必ずしも多いわけではないということです。

○小澤委員 例えば司法書士とか、土地家屋調査士さんとか、建築士さんとか、そういう方もなっているということ。

○日本不動産仲裁機構 司法書士さんとか、そういう他の士業系の方々は、恐らくそれぞれの士会のところで団体としてあると思いますので、そういう方は少なく、どちらかという不動産に関わる例えば宅地建物取引士の方ですとか、あるいは不動産の教育に携わっている方ですとか、そういった方が多いかと思つています。

○小澤委員 ありがとうございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。山田委員、挙手されていらっしゃるのでしょうか。

○山田委員 御説明をありがとうございました。

2点、お伺いさせていただきます。1点は、ホームページなどを拝見しますと非常に充実したウェブを通じての相談窓口なども置いておられて、そこからのメールフォームでの申立て等もあるのかなと思うのですけれども、相談件数と、そこからのADRの流れ、さらに、もし可能であれば相談件数から推測される暗数といいたいまいしょうか、潜在的なADRニーズについて教えていただければということが1点。

それから、もう1点は、先ほど消費者かビジネスかで執行力の考え方が違うのではないかというお話があったかと思えますけれども、事業者にとって執行力……。

(音声トラブル)

○山田委員 通しやすいとか、通りにくいとか、そういったことはありますでしょうか。

○垣内座長 また音声は今、若干途切れておりまして、消費者の方とビジネスの方で執行力に対する考え方がというような辺りから、後半の部分が一時途切れていたのですけれども、もう一回、お願いしてよろしいでしょうか。2点目の方です。

○山田委員 承知しました。消費者の方は、相手方が履行してくれるかどうか不安なので、執行力に関心があるかもしれないというお話でしたけれども、事業者の方としては社内での決済のために執行力があつた方がいいとか、そういった事業者の使いやすさに関連するところがあるかどうか、これは仮想の話ですので推測で結構ですけれども、教えていただければと思います。

○日本不動産仲裁機構 まず、1点目の件数に関しましてですけれども、もちろん、ホームページ等ではADRを基に相談を打ちますという話もしてはいるのですが、実際に相談に来られる方というか、相談をメールフォーム等で送ってくださる方は当然ですが、ADRが何たるかもそもそも分かっていないという方が多いので、ADRかどうかというよりも単に不動産に関してトラブルを抱えているので、何とか解決したいのですけれども、何とかありませんかという相談が基本的に一般というか、大半という形になります。

その受け付けた相談の内容を事務局その他、こちらの方で把握した上で、それがいわゆるADRに適するものなのか、それとも法律的な案件が基になるのかということと振り分けをしまして、法律系の相談に関しては弁護士さんを中心にして振り分けて、配転というとあれですけれども、配転してお願いしていただくと。ADRの説明をした上で、ADRでお願いしますとなった方が初めてADRの申立ての方に話が進んでいくという形になります。

相談そのものの件数については、ADRを申し立ててくる方の倍以上は多分あるとは思いますが、相談そのものは。その意味で、法律相談も含めての相談ということにはなりますけれども、不動産関係は大小様々なトラブルが多いなということは潜在的にかなり感じておりまして、その部分を弁護士さんがすくい切れない部分というか、費用的な面ですとか、受任をするのはちょっととかという案件、特に少額の案件が多いかと思うのですけれども、そういうものをADRの方で、これからすくい取っていただければいいのかなという形では考えております。

それから、2点目に関してですけれども、執行力というものに関する話のところ、執行力があるのとないのとを比較した場合には、恐らく執行力がないから選ばないといった層に関しては当然、執行力があつたら選ばれる余地があるということになるので、その分で件数

が増えていく可能性はあると思います。それは社内でも、例えば相手が企業だったりとかする場合につきましての利便性のことを考えても、執行力があるということがあることで社内での説明が付きやすくなるかということとは当然ありますし、最終的にワンストップで解決ができるということは利用者目線でいきますと、もし、ここで相手が駄目だったら訴訟を起こさなければいけないのですかという話になったりするよりは、当然、説明がきちんと適切になされれば大きく訴求してくるものだと思います。

ただ、一方で別の団体の方の説明からもございましたけれども、漠然とした不安というのは恐らくあるのは理解できるところでして、執行力という話の説明を受けて、ここで和解が成立したら、これに関しては履行しなければ強制的に何かやられてしまうんですよということに漠然とした恐怖を感じてしまう方は、一定程度いるだろうというのは想像が付きまします。ただ、全体としましては比較するというところでいうと、執行力がないのと執行力があるのとで比較するよりも、執行力というのがもうあるという前提で制度が組まれているのであれば、それについては説明はしやすくなるのかなというところではあります。

ただ、実際に執行力を付与するとなった場合に、具体的に全件に関して執行力を付与するというのは、硬直化してしまう可能性があるのと、それから、規定の整備その他でも当然、一定の時間が必要になるでしょうし、費用面でもどのぐらいの形でそれを反映させればよいのかといったところは、実施する担当機関としましては準備に結構な時間が掛かるかなど。その意味では、先生方の方には具体的な内容に関する決定をするときには、こちらの方でこういうところを規定としては整備しましょうとかいうのを明示していただけると大変有り難く思います。

○**垣内座長** ありがとうございます。山田委員、よろしいでしょうか。

○**山田委員** ありがとうございます。大変よく分かりました。

○**垣内座長** ありがとうございます。大分時間があれですけども。

○**出井委員** 1点だけ。御説明の中で大変興味をひかれたのは、履行のところまで見ておられるということなのです。履行のところまで見た案件を2件ぐらい紹介されましたが、それはたまたまその二つの件が履行のところまでセンターの方で把握されていたのか、それとも、そもそもシステムとして履行のところまで見ることになっているのか、その場合、履行のところまで見るという仕組みは具体的にどういう仕組みなのか、その辺りのことをお伺いできればと思います。

○**日本不動産仲裁機構** 設置規定上では特段、そういう義務もありませんので、ある種、サービスとしてということになるのですけれども、要するに和解が契約として成立しました、はい、ここから我々は関知しませんというのでは、問題がもし生じた場合にそこで不満を持った方々が、あそこは利用するのはやめた方がいいよという話につながってしまうのは少し困りますし、最終的に利用件数が増えるための話というのは、一般的なお店なんかと同じだと思えるのですけれども、良好な関係を築き、そして、最終的によかったね、あそこを利用してとっていただく、それで、今度、別の人何かトラブルを抱えている人がいたら、実は自分にあそこで相談して、最終的に解決まで持って行ってよかったですよというある種の口コミ的なもの、そういったものが長い目で見ると件数がだんだんとでも上がってきてくれるのかなとは思っておりまして、そういう点で、履行の確認に関しては事務局ベースではありますけれども、最終的に申立てをした方にメール等で確認して、きちんとお金が振り込

まれていますかとか、あるいは工事が履行の内容になることもございますので、例えば防水に問題があったら防水工事が終わるところまで、きちんと終わりましたかとかという確認をして、そこで、きちんと終わりましたとか、きちんと振り込みがされましたというところを確認して、初めておしまいになっているという状況でございます。

○**出井委員** そうすると、紹介のあった例は全て履行された例だったのですが、履行されなかった場合、事務局から確認して、履行されていませんと言われた場合、取り得る手段としてはきちんと履行してくださいとお願いするのはあるのでしょうか、そのほか、何かありますでしょうか。

○**日本不動産仲裁機構** 本来的には、例えばいろいろなそういう制度がありますよというのを説明することになると思いますので、機構としてやれること自体は限界がございますから、もし仮にそういうことがあった場合には、こういう手段がありますよという説明はもちろんします。

○**垣内座長** どうもありがとうございました。

それでは、日本不動産仲裁機構様からの御説明は以上にさせていただきます。長時間にわたって御協力いただきありがとうございました。

そうしましたら、ヒアリングにつきましては以上ということですが、休憩を一旦入れましょうか。そうしましたら、ちょっと長時間にわたってもおりますので、ここで一旦休憩を入れさせていただきたいと思います。あの時計で45分に開始ということにさせていただきます。では、ここで一旦休憩にいたします。

(休 憩)

○**垣内座長** それでは、そろそろ時間になりましたので、議事を再開させていただきたいと思いますが、オンラインの先生方、御準備はよろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。皆様、おそろいで。ありがとうございます。それでは、恐縮ですが、再開させていただきたいと思います。

次の議題ですが、アンケートの結果についてということでございまして、事務局から提出されたアンケート結果の取りまとめについて御議論をお願いしたいと考えております。まずは内容について事務局から御説明をお願いいたします。

○**渡邊参事官** それでは、事務局からアンケート結果について御説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料5の1ページ目を御覧ください。このアンケートにつきましては、Q2の上の右の方でございますけれども、認証ADR機関から120事業者、認証を受けていないADR機関から33事業者、合計153事業者から御回答いただいたものになります。この場をお借りしまして、アンケートに御協力いただきましたADR機関の皆様には改めて御礼を申し上げます。

それでは、内容について御説明いたしますが、まず、この資料には記載がございませんが、Q1においては各事業者様から過去5年間の受理件数、応諾件数、和解成立件数を御回答いただいているところでございます。ただ、これをまとめますとあまりに大部になりますので、今回のアンケート結果の資料としては記載を省略させていただきました。

続きまして、1ページのQ2は、履行確保の点に不安があることがADRを選択されない理由と信じられた経験があるかとの質問ですけれども、あったと回答した事業者が14.4%、なかったと回答した事業者が59.5%、不明と回答した事業者が23.5%となっております。なお、本質問に限らず、自由記載欄の内容につきましては、回答の選択肢ごとに整理して記載させていただいております。また、質問によっては、同種の回答は、事務局の方で適宜まとめて記載させていただいているものもございますけれども、基本的には事業者様の回答内容をそのまま紹介させていただきました。

続いて、3ページを御覧ください。Q3は、和解成立後に金銭給付等の履行を約束する内容の和解条項、つまり、和解成立後に履行の問題が残る内容の和解条項を作成した経験を尋ねるものでございますけれども、あったと回答した機関が60.8%、なかったと回答した機関が30.1%となっております。

7ページを御覧ください。Q4は、Q3で和解成立後に履行の問題が残る内容の和解条項を作成した経験がある旨を回答した機関について、更に履行確保のための工夫を尋ねる質問でございますが、ざっくり申し上げますと、約半数の事業者は特段の取組は行っていないという結果になっておりますが、様々な工夫をされている事業者も約半数はおられるという結果になっております。

続きまして、11ページを御覧ください。Q5は、Q3で履行の問題を残す和解条項を作成したことがないと回答した機関に、その理由を尋ねるものでございまして、回答は自由記載欄のとおりとなっております。

続いて、13ページを御覧ください。Q6は、仮に調停による和解合意に執行力が付与された場合の受理件数の変化を尋ねるものでございますけれども、減ると回答した機関はございませんで、他方で増えると回答した機関、変わらないと回答した機関、分からないと回答した機関におおむね3分されるような結果となっているところでございます。

16ページを御覧ください。Q7は、成立した和解合意についてその後の履行調査の経験の有無を尋ねるものでございますけれども、あると回答された機関は五つの事業者にとどまりました。

17ページを御覧ください。Q8は、和解成立後に紛争当事者から和解条項どおりの履行がされない旨の相談又は苦情を受けた経験の有無を尋ねるものでございますけれども、そのような経験があると回答した機関は15%でございました。

19ページを御覧ください。Q9は、調停による和解合意に執行力を付与することについての考えを尋ねるものでございますけれども、無条件に賛成する機関は15.7%、一定の条件の下に賛成する機関が58.2%、執行力の付与に反対する機関が17.6%という結果でございました。

23ページを御覧ください。Q10ですけれども、これはQ9で一番多数派であった一定の条件の下に執行力を付与することに賛成すると回答した89機関に対して、執行力を付与する条件の内容を尋ねるものでございます。その結果はこちらの表のとおりとなっております。当事者が執行力の付与に合意している旨を和解契約書に記載されていることを条件とすべきとする意見が最も多く、67.4%となっております。次いで、裁判所の執行決定などの公的機関による事後審査を要件とすべきとの意見が多く、31.5%となっております。また、5番のその他の意見としては、執行力を付与することができる機関を一定のADR機

関に絞るべきだとする意見が多く見られたところでございます。

26ページを御覧ください。Q11は、Q9で調停による和解合意に執行力を付与することに反対すると回答した27機関について、その理由を尋ねるものでございます。結果は表のとおりとなっております。私的自治や任意性が重視されるべきADRに執行力はなじまないとする意見が最も多く、次いで、執行力を付す代替手段が存在することを挙げる意見が多いという結果となっております。

28ページを御覧ください。Q12は、仮に執行力が付与された場合の懸念や隘路を尋ねるものでございます。これは、事務局の方で回答を類型ごとに整理して記載させていただきました。懸念や隘路として多かった意見は、手続などが重くなり、ADR機関の負担が増加することを懸念するもの、執行裁判所において執行を認めない旨の判断をされた場合のリスクを懸念するもの、当事者の話合いの硬直化や応諾率の低下を懸念するもの、あるいは制度の詳細が不明であることに不安を感じるものなどがございました。一方で、懸念や隘路は特段ないと回答された機関も29ございました。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明がありましたアンケート結果の内容それ自体、あるいはただいまの事務局からの説明につきまして御質問のある方はお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○佐成委員 一応、念のためなのですが、この調査では認証、非認証、それぞれ区別せずに集計されておりますけれども、認証と非認証で傾向に差があるとか、そういったようなことは分析されていないという理解でよろしいですか。まだ、していないとか。

○渡邊参事官 データとしてはもちろん区別して管理しておりますので、更に深く分析せよということであれば、それは可能でございます。

○佐成委員 分かりました。結構です。

○垣内座長 佐成委員の御趣旨は、その点を区別して分析した方がよろしいのではないかとということ。

○佐成委員 もし顕著な違いがあれば、その点は考慮する必要を生じるのではないかと。例えば認証機関の場合は負担が重くなるというような懸念も表明されておりましたものですから反対が増えるとか、そういう傾向があるのかなとちょっと思っただけでございます。

○垣内座長 分かりました。では、その点は事務局で少し見ていただいて、もし何か顕著なところがあれば、また、御紹介いただくということでもよろしいでしょうか。

○渡邊参事官 追って報告させていただきたいと思えます。

○垣内座長 オンラインで斉藤委員が挙手されておりますでしょうか。

○斉藤委員 音声が届かない時間帯があつて、もしかすると説明済みなのかもしれませんが、最初の方に回答機関数として、認証ADR、非認証ADRが、それぞれ120、33と記載されていますが、この内訳はどうなっているのか分かれば教えてください。

○垣内座長 お分かりになりますでしょうか。

○渡邊参事官 資料5の1ページ目の右上を御覧ください。アンケートは合計で153事業者からの回答がございました。そのうち、認証を取得したADR機関が120事業者、それから、認証を取得されていないADR機関が33事業者ございました。更にその内訳ということになりますが、ざっくり申し上げますと、認証を取得したADR機関のうち、いわゆる士

業団体の回答数が96になります。士業団体以外の認証ADR機関が24ということになります。それから、認証を取得されていないADR機関が33事業者と申し上げましたけれども、そのうち16事業者が土地家屋調査士の単位会でございまして、その余の17事業者が弁護士会の単位会ということになります。

○垣内座長 齊藤委員、よろしいでしょうか。

○齊藤委員 ありがとうございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

ほかに御質問等はございますでしょうか。

それでは、アンケート結果そのものについては、そのようなことでよろしいでしょうか。

そうしましたら、続きましてこの点をめぐって議論をお願いしたいと考えております。前回から今回にわたりまして、関係の各団体のヒアリングを行いまして、また、今回、先ほど御紹介のあったアンケート結果なども出てきたというところでございますけれども、この段階でADRによる和解合意に執行力を付与するというものについて、そのニーズでありますとか、あるいは弊害に関してどのように考えるのかということにつきまして、まずは委員の先生方の現時点でのお考えを承ればと考えております。恐縮ですけれども、お一人3分から5分程度で御意見を頂戴できればと考えているところでございます。

順番としては五十音順でということをお願いしたいと考えておりますので、初めに井先生からお願いいたします。

○出井委員 執行力を付与すべきかどうかについての意見ということですが、その前に今回のアンケートで先ほど事務局から御説明がありましたが、私の方からもざっと全体を見て幾つか感想的なことを申し上げたいと思います。

まず、問4、7ページですが、履行確保のための取組を行っているか。取組を行っていない事業者も半数近くいるわけですが、他方、ニーズとの関係では公正証書即決和解、それから、和解的仲裁判断すなわち仲裁法38条1項決定という措置を取っているところも、それなりの数はあるなという印象です。

それから、13ページ、問6は、先ほど渡邊さんからも説明がありましたけれども、増えるというのと変わらないというところが拮抗している感じかなと。変わらないというところと、それから、分からないというのを合わせると、これも7割近くあって、果たしてこれをどう見るかということかと思えます。

それから、問7、16ページに行ってください、先ほどの不動産仲裁機構のプレゼンともこの辺りは関係してくるのですが、履行状況についてはフォローしていないところが圧倒的に多いということです。

それから、問8、17ページですが、その割には不履行の相談というのが15%という割とそれなりの数があるかなと思えました。この辺りが先ほど不動産仲裁機構さんのプレゼンの中で、ADR機関が履行まで見るかどうか、弁護士会を含めて基本的には和解が成立したら、そこで終わりという考え方のところが多い中で、それ自体がどうなのかというのが先ほどの不動産仲裁機構の説明で考え直させるところではありましたが、そういう状況でも15%というのは、それなりにあるのではないかなと思えました。

それから、問9、19ページですが、一定の条件の下に執行力を付与することへの賛成が6割、無条件賛成を入れると7割強になるわけですが、他方、反対も17.6%とそれなり

の数はあるかなと思いました。ただ、この反対というのが自分の機関は要らないという意味なのか、それとも聞かれているのは恐らく制度としてはどうかということなので、他の機関も含めて執行力を付与することには反対という意味なのか、そこの辺りはもう少しよく見てみる必要があるかと思います。

それから、条件の面ですが、問10、23ページ、これも先ほど事務局から説明があったように、執行受諾合意、これが非常に多いですかね。裁判所の執行決定は3割ぐらいでした。ただ、問いの仕方にもよるのだと思いますが、複数回答可と書いてはあるのですが、それぞれの条件について単体で是非かを問うているわけではないので、例えば二択目、裁判所の執行決定、これはそれを条件することに賛成のところは3割と見るのかどうかということです。7割の機関は反対しているのかということ、必ずしもそうでもないような気もして、この辺りは問いの仕方にもよるのかなと思いました。

それから、問11、26ページ、これは反対しているところですが、先ほど反対の数もそれなりの数があると申し上げましたが、これも賛成か反対かというよりも反対の理由、ここに着目すべきであるかと思います。任意の話合いを旨とするADRになじまないとか、手続が重たくなるとか、あと、代替的な手段があると、そういうのが反対理由に多く挙げられておりましたので、それに対してどう考えるかということであるかと思います。

最後に問12、懸念事項については、私は弁護士会の関係なので、弁護士会で多かったのは債務名義に適した和解条項を作れるのか、作れなかったときに執行決定をもらえない、あるいは執行できないときに責任問題が生ずるのではないかと、それを恐れて手続が重たくなったり、負担が増えるのではないかと、あと、事務負担も含めて、その辺りのことが懸念として言われていたと思いますので、それをどう考えるかということであるかと思います。

今のところはそれくらいの感想にとどめさせていただきます。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして上田委員、お願いいたします。

○上田委員 ありがとうございます。

各設問自体については出井委員からも御言及がありましたけれども、前回のヒアリングから続きまして、今回も様々な紛争類型に対して様々な立場から関わるADRの諸機関の御意見を拝聴できました。個々の細かい点については、特に今回のアンケートでは当初の問いの趣旨と回答がどのぐらい即応しているのか、やや検討を要するものもあるのかなと考えておりますけれども、まずは今後のADRを通じた権利実現の在り方であるとか、ODRの捉え方などとの関係で考えた全体的な感想程度のことを申し上げたいと思います。

まず、ADRの和解合意に執行力を持たせるべきか否かという問題は、ADRの出口だけの問題ではなくて、相手方当事者の応諾や手続の柔軟性といったADRの通時的な全体設計に影響を与える問題として、多くのADR機関に意識されているということが改めて確認できたと思います。ただ、このことは全体設計に影響を与えるから執行力の導入には慎重であるべきだということではなくて、今後は例えば申立人への手続説明であるとか、相手方の応諾を引き出す方法に始まって、和解成立後の権利実現やそのウォッチに至るまで、包括的、総合的に考える必要があるのだという問題の所在を意味するものと考えております。

この点、一部のADRでは一時金の支払や登記移転等について、ADR手続の中で履行やその確認まで行う運用があるということ、アンケートや前半のヒアリングでの御報告も含

め確認でき、大変参考になりました。また、ODRとの関係も考えると、例えばプラットフォームが提供するODRの中には、エンフォースメントの仕組みを組み込んだものも考えられ、また、それこそがプラットフォームODRないしADR等を選択する理由にもなり得るのかなと考えております。

執行といっても一刀両断にどんと実現するのではなく、それもまた手続でありまして、事実上はそこで再交渉の契機が生まれたり、継続的給付を通じた新たな関係形成なども十分に考えられると思います。

これらを考えると、合意に至るまでのプロセスと、その後の執行のプロセスの関係は必ずしも単純ではなくて、判断と執行を切り分けて合意の成立までだけをADR、ODRの概念に包摂するのは余り適切ではないのかなという気もしております。

この点、両当事者の納得や対話を重視するタイプのADRを考えてみますと、合意判断プロセスと合意内容の実現プロセスのうち、前者の方に大きなコストを掛けて、後者のコストを軽減するバランスの取り方を選択したADRなのだと考えれば、対話重視のADRは任意履行の蓋然性を高めるという権利実現手段を選択しているのであって、エンフォースメント自体を軽視しているわけではないとも考えられるかと思えます。それは一つの選択として尊重されると思いますけれども、それが唯一のADRの在り方というわけでもないのかなと考えております。

調停合意、和解合意に執行力を付与するというのも、権利実現手段の一つとして国家の強制執行権を選択するというオプションを追加する意味があるかと思えます。全てのADRがそのような権利実現を行うというのは、ADRの多様性から見ますと不適當になると思えますけれども、一部のADRがそのようなオプションを選択して、紛争処理プロセス全体の設計をできるようにすることには、大きな意味があると考えております。

また、余談というか、本来、これがこの検討会にとって本論かもしれませんが、ODRとの関係で考えると、そのような強制執行手続を利用したい場合に、即決和解であるとか、執行証書を活用すればよいという意見もアンケートで見られましたけれど、そのような従来のADR論における執行力消極論の論拠は、ODRには妥当しづらいのかなとも考えております。即決和解の手続や執行証書の作成過程が大幅にオンライン化して、非常に便利になるというのであればいいのですが、そのようなことの実現は必ずしも現在、保証されておられませんので、ODRの設計上、執行過程のボトルネックを生じさせるおそれもあります。そのような観点からもODRで成立した和解合意、調停合意自体に執行力を生じる余地を認める意義はあるかと考えております。

すみません、雑駁な感想ですけれども、差し当たり以上とさせていただきます。

○垣内座長 ありがとうございます。

では、小澤委員、お願いいたします。

○小澤委員 まずもって、このアンケートを集計いただいた事務局におかれましては、本当に大変だったと思います。ありがとうございます。

全てを精査できているわけではございませんが、この結果をざっと拝見させていただきましたところ、例えばQ2のところで、これまで紛争当事者に対する事前相談や手続教示等の際に、履行確保の点に不安があることが、ADR機関によるADRを選択されない理由と感じられた経験はありますかという問いになっておりますが、これについてなかったとの回答

が59.5%とかなりの割合を占めております。しかしながら、なかったと回答した事業者の自由記載のところを拝見しますと、例えば千葉県弁護士会では、弁護士から手続選択に関する助言を受けて、執行力のない当会ADRを選択しなかった可能性はあるのか、札幌弁護士会は相談担当弁護士にて執行力がないことを理由に、ADRを選択しないとの判断がなされている可能性はあるという回答がなされていたりしますので、こういった点には留意が必要なのだらうなと思っています。

また、当事者は、例えば裁判であれば、そもそも勝訴判決を得れば執行が付いてくると勘違いをされている相談者が結構多いというのも肌感覚で感じております。ですので、一般の方はADR機関に相談した場合、当然のように執行力が付いてくるといように勘違いをされている方も、中には多いのではないかなという感想も持っています。

次に、Q3のこれまで行った調停手続において、和解成立後に金銭給付等の履行を約束する内容の和解条項を作成したことがありますかという問いに対しては、あったという回答が93事業者で60.8%とかなりの割合になっていますので、そういう意味では執行力に関するニーズが相当あると言えなくもないと考えています。

これに関しては、司法書士会の調停センターの自由記載を見ますと、例えば滋賀会や福岡会については、滞納家賃の分割払いについて、あるいは宮城会では敷金の返還についての分割払いについて、宮崎会ではアパートの退去時の原状回復の費用について、千葉会では貸金の返還についての分割払いについてと、このようなものを和解条項で作成したと、こういうことになっています。こういったことを考えると、建物に関する紛争には一定のニーズがあるのかなと考えられると思っています。また、分割払いの際における一定のニーズもあるように感じました。ですので、問9に関する回答にある一定の条件の下に執行力を付与することが適当なのではないかと、現時点ではそのように考えております。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

それでは、川口委員、お願いいたします。

○川口委員 国民生活センター理事の川口徳子でございます。

関係団体のヒアリングやアンケートの結果を踏まえて、執行力の付与については積極的な御意見、また、慎重な御意見、双方があることはよく理解できました。国民生活センターにおいては、ADR制度を盛り込むための国民生活センター法改正時から執行力の付与が課題でしたが、法改正時は執行力の付与までを制度化することが難しかったこともあり、履行勧告といった独自の制度で対応しております。

しかし、当然ながら履行勧告が執行力の付与を代替するものにはなり得てはおりません。仲裁手続への移行など現在の制度下でできる範囲で対応を行っておりますが、即決和解や公正証書化など別途手続を利用すると費用が生じることや、長期分割などの和解内容になった場合の不安などがあり、利用者のニーズの全てに対応はできてはおりません。このため、執行力の付与については一定のニーズがあるとの御説明をさせていただいた次第でございます。

一方、アンケートで一定の条件下で執行力を付与することに賛成との御意見が約58%と多かったことや、この2回のヒアリングにおいても執行力の付与について慎重な御意見もお伺いすることができ、その理由についても非常に理解ができるものでございました。慎重な御意見での懸念事項に、ADR機関ごとに執行力の付与を検討するなどの制度設計で対応すべきものと、和解書のレベルの確保などの運用や今後の工夫によって解決できるものに大別

できるのではないかと思います。今後、検討する際には制度設計で対応するものと運用で解消するものを区別して議論をしていくと、よりよい議論につながるのではないかと思います。

また、執行力を付与する条件として、両当事者の合意によって執行力を付与するかどうかを決めるといった御意見も67%と多くございましたが、例えば消費者と事業者間の紛争では、事業者が合意に応じないことによって十分に制度が機能しないことも考えられます。制度設計を検討するに当たっては、その辺りに留意する必要があるのではないかと思います。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、斉藤委員、お願いいたします。

○斉藤委員 日弁連のADRセンターとしての意見集約は早くて1月末頃になります。それなので、これからお話しするのは、検討課題の整理という観点から、私が個人的に考える内容になります。4点ほどあります。

第1点は、執行力を付与する対象事件の絞りの問題です。シンガポール条約のように国際商事事件に限るのか、それとも国内事件にも広げるのかというのが最初の論点になるのだらうと思います。国内事件も取り込む場合には、立法事実の問題が非常に重要になっていくと思います。

先ほど出井委員からアンケートのQ8、17ページで苦情相談を受けたことがあるという事業者が15%で結構多いのではないかと御指摘がありましたが、内容を見ると回答者の最初にある愛知県弁護士会は、年に2~3件と書かれていますが、愛知県弁護士会はそもそも母数として年200件の申立てを受け付けていますので、受付件数、申立て件数から見れば1%ないし1.5%になります。また、この欄の下から二つ目、愛媛県社労士会では、口外しないという守秘条項の違反の相談が記載されています。これは元々執行力を付けられない条項の相談だったと思われる。こういうように中身を詳しく検討していく必要があるだらうと思います。

次に、国内事件について更に対象事件の絞りを考えていきますと、商事事件に絞るか絞らないかというのが次の論点になります。商事事件に絞らないとした場合に、逆に除外すべき事件はないのか、労働事件とか消費者事件がよく言われます。他方で、シンガポール条約では家事事件が除外されているのですが、国内においては、家事事件については執行力が必要ではないかという議論もあっていいかなと思います。

以上が対象とする事件をどう考えるかという論点です。

2点目としては、執行力を付与する条項について絞りを掛ける議論が必要ではないかと思っています。つまり、執行力が付与される給付条項にもいろいろな条項があるわけです。物の引渡しであるとか、建物の明渡しであるとか、あるいは作為、不作為を求める条項であるとか、はたまた意思表示を求める条項であるとか、様々な条項があります。その全部について執行力を考えていくのか、それとも、公正証書のように金銭給付条項に絞って考えていった方がいいのか、この辺りは立法事実とも関連してくる問題だと思います。

三つ目ですが、執行力を付与する条項の作成能力の問題があると思います。どういうことかといいますと、執行力が付与されるとして和解合意をしたのだけれども、いざ、執行裁判所に持っていったら、これでは執行できませんと言われるケースは十分考えられます。というのは、裁判官が作った和解条項でも特に登記条項なんかを法務局が受け付けてくれないというのが間々あります。弁護士が作った和解条項でも、更に裁判官が作った和解条項でも

駄目で、裁判所書記官がそれを直して初めて条項が完成するということがよくあります。

そういう実態があるので、執行力を付与したつもりで、実はそういう条項になっていない場合に、ADR機関が大きなリスクを負うと思います。つまり、執行できなかったための損害賠償をADR機関が受けるという、そういうリスクです。また、執行できなかったことによって紛争が再燃してしまい、その紛争の再燃を招いたADR機関の社会的責任が問われる、という問題が出てきます。だから、この条文の作成能力という問題は、かなり重要な問題になってくるだろうと思います。

4点目、これが最後ですけれども、当事者の合意の問題です。つまり、執行力を付与する当事者の合意があれば何でもオーケーかというところ、ここは楽観できない点であり、更に突っ込んだ検討が必要ではないかと思われれます。どういうことかといいますと、和解条項というのはバランスで成り立っているわけです。ある一つの条項では譲歩するけれども、別の条項では自分の意見を認めてもらう、そういう全体的なバランスの中でできています。

執行受託条項についても、ほかの条項で自分はプラスが取れるので、ここは仕方ないけれども、認めたみたいな、そういうバランスの上で成り立っている場合が結構あるだろうと思います。そういうときに、自分にとって有利と思っていた条項が実際にはそうではなかった場合に、執行受託文言を入れたばかりに一方的に不利な立場に追いやられてしまうことが出てきます。そういうところまで視野を広げて考えていく問題ではないかと思っております。

それから、ADRで和解が成立したときには執行付与合意条項は入れなかったのですけれども、1年経って、調停人の面前ではなく、当事者間の力関係で執行受託条項を作ってしまうこともありえます。それが果たして許されるのかとか、そういったことも含めて当事者の合意の問題は考えていかないといけないと思っています。

以上のようなことが検討課題になると思います。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、佐成委員、お願いいたします。

○佐成委員 アンケートの結果につきましては非常に興味深く、それぞれのQに対してさらに細かく見ていく必要があるなどは思っております。私が今、取りあえず申し上げるのは19ページのQ9というところです。要するにADR機関の中では、執行力付与に関して無条件の賛成が多数であるということについては十分に理解できるところかなと思います。他方、反対も17%ということで、それなりにありますので、現時点でADR機関側の認識として、賛成が圧倒的であるとまでは言えないというところは注意すべきだろうと思います。その意味で、まだ慎重な議論が必要ではないかと私自身は考えております。ただ、賛成の意見が非常に強いということ自体も理解しておりますので、そういった面は十分考慮すべきだろうと思います。

それから、今回のアンケートに関しては、ADR機関側の認識ということでございますけれども、実際のADRを利用する利用者の認識がどのようなものなのかというところについては、間接的にはここで分かるわけですが、我々企業も利用者ですし、私は経団連をバックにしておりますから、会員企業の皆様の御認識というものも今後は考えていかなければいけないなと思っています。現時点ではまだ、そういったところは集約しておりませんし、現時点で賛否を表明するとか、そういったことはできません。ただ、アンケートで表明されたところを見る限りでは、現時点でも執行力の付与についてある程度、前向きには考えてい

かざるを得ないだろうというところは感じております。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、山田委員、お願いいたします。

○山田委員 私もまだ詰めなければならないことが多いのですが、まず、これまでのヒアリングの結果、それから、このアンケートを拝見しましても、やや意外なぐらい賛成派が多いということが第一印象でございました。今、お話のあったQ 8などを見ますと、8割が賛成しているということでもあり、また、本日のヒアリング等でも具体的なニーズについても伺いできましたので、大変参考になったと思っております。ただ、さはさりながら非常に不安がある、あるいは隘路があるというお話も様々にあったところかと思えます。

その中の一つとして、ADRの本質に係る御意見としましては、先ほどのQ 11の3にありますように、私的自治とか合意の任意性というADRの本質に背馳するのだという御議論かなと思えます。この点について一つ申し上げたいと思えますけれども、まず、例えば対話促進型の手続の考え方を念頭に置いた場合に、そこで重要視されているのは真に納得した合意がなされているのかということかと思えますけれども、真に納得した合意がなされるべきことは執行力の有無にかかわらず、ADRの正当化根拠として最も重要な点だろうと思えます。

ですので、この点は執行力に賛成のADRでも同様であろうと考えられます。その上で、例えば対話促進型にするのか、別の手続を取るのか、いずれにしても各ADR機関の制度目的であるとか、事案の性質に応じて執行力付与の採用を考える、そのような選択肢を使えるかどうかを念頭に置きつつ、手続を進めていくということは可能なのではないかと考えております。先ほど上田委員もおっしゃったかと思えますけれども、選択肢の一つを提示すると見るべきではないかと思われま。

また、仮に認証ADRがその選択肢を選ぶことを前提としますと、弁護士以外の方が手続実施者であるADRでは、弁護士の助言措置が想定されているところであります。執行力を付与するとなると、この法的助言、あるいは調停人が裁判規範に沿った合意をすべきと強く言うようになるとすれば、ADRの多様性が損なわれるおそれもあり、確かに問題があるだろうと思われま。もっとも、ここでの執行力の問題は、例えば合意が成立した後に当該具体的な事案において執行力を付与するということが一つのオプションであって手続と切り離すことも可能であり、仮にそのオプションを十分に説明した上で、当事者が合意するというのであれば、それを正確に和解合意に反映することの方が当事者の意思、あるいはその選択をきちんと実現に導いていくことになり、履行方法についても当事者に選択の余地を残すということになるので、全体としてはむしろ私的自治を強化する側面もあるのではないかとと思えます。

それから、第2点としまして、先ほど斉藤委員からもお話があったかと思えますけれども、条項については様々な考慮が可能でありまして、例えば現行の民事調停における調停条項等もそうですけれども、条項の中には自発的な履行を促す条項、あるいは将来、紛争が再燃した場合に交渉するといった条項もあれば、債務名義となるべき条項も置くというような使い分けをしており、このような使い分けもまた、オプションを増やして手続の多様性や柔軟性に資することになるのではないかと思っています。

それから、これで最後にいたしますけれども、第3にこれも幾つかの弁護士会からのヒア



者のシステムへの信頼を獲得して、利用を促進していくという点でも重要だと思っております。ですので、今後、やはりODRを普及していくためには技術を活用して、どうやって利便性を実現していくのかということがやはり重要になってくるのではないかとことを皆様のお話を伺っていて感じました。

以上です。ありがとうございました。

○垣内座長 ありがとうございます。

途中、音声が若干、会場で聞いている部分では乱れているところがあったのですが、大体趣旨は理解できたように思いますので、そういうことで進めさせていただきたいと思いますが、大丈夫でしょうか。先生方、大体、御理解は。

○出井委員 結論は聞こえました。

○垣内座長 そういうことで、どうもありがとうございました。

そういうことで、一とおり、委員の皆様から御意見を伺えたということになります。

私からも若干、時間もありますので一言だけ、アンケート等の感想を述べさせていただきたいと思いますが、既に御指摘を多々頂いておりますけれども、今回のアンケートで執行力付与という点についての結論としては、全体としては反対も一定数はあるということではありましたけれども、賛成の御意見、あるいは一定の条件の下で賛成という御意見が非常に多かったという結果だったかと思われま。

また、執行力付与が今後の受理件数に与える影響ということにつきまして、回答は分かれているわけですが、件数の増加に期待する回答というものが相当数あり、逆に減るだろうという回答はなかったということでありまして、ADRの利用活性化の一つの契機としての期待が、一定の範囲で存在しているということかなと理解いたしました。そうした期待があるといたしますと、既に指摘されている弊害や隘路というものがいろいろあるわけですが、仮にそうしたものに十分対応できる形での制度設計ということが可能なのであれば、それをまず検討していくということは、十分あり得ることかなという印象を持っております。

アンケートの回答を拝見いたしましても感じることでございますけれども、この問題について具体的にどういう手続、制度で、どういう範囲で執行力を付与するのかということについて様々なイメージが存在するところで、どういうイメージを具体的に持つのかということによって、評価がかなり変わってくるというところがあるように思われますので、その辺りについてももう少し具体的な形が出てこない、なかなかはっきりした意見を述べるということも難しいとお感じになる方も多いかなと感じたところです。そういったところでももう少し具体的なところについて、何か詰めていく必要があるのかなという感想を私自身は持ったということだけ、現段階では申し上げておきたいと思っております。

ということで、時間が既に過ぎているのですが、何か付け加えて、今、他の先生方の御意見も聴いた上で、これを申し上げておきたいというようなことがもしおありでしたら、おっしゃっていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。本日の段階では、こういったところでよろしいでしょうか。

議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、まだ論ずべき点はいろいろと残されているところかとは思いますが、時間も過ぎておりますので、本日の議事については以上とさせていただきます。ま

た、次回におきましても引き続き、この執行力の問題について御議論いただきたいと考えております。

事務局から次回について御連絡をお願いいたします。

○**渡邊参事官** 事務局といたしましては、次回の検討会までにこれまで行われましたヒアリングやアンケートの結果のほか、本日、委員の皆様から頂戴した感想や御意見を踏まえつつ、今後の議論に資するようたたき台のようなものを作成し、それを基にまた議論を深めていただきたいと考えております。

○**垣内座長** 次回ですけれども、第5回の会議ということになりますが、年が変わりまして来年1月25日（月曜日）、午後2時から午後4時まで2時間ということで予定しております。場所については法務省20階の第1会議室と伺っております。また、詳細は後日、事務局から御連絡させていただきます。

それでは、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。また、次回もよろしく願いいたします。また、本年最後ということになりますので、先生方、皆様、どうぞよいお年をお迎えください。どうもありがとうございました。

—了—